

平成 26 年 6 月 12 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月12日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 一 般 質 問
- 日程第5 報告第3号 平成25年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第33号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 議案第34号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第8 議案第35号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1番	石 黒 正 重	2番	福 田 千恵子
3番	高 原 典 之	4番	清 水 英 勝
5番	藤 井 満 久	6番	山 下 節 子
7番	吉 原 一 治	8番	鳥 居 恵 子
9番	松 本 保	10番	鈴 川 和 彦
11番	榎 本 芳 三	12番	榎 戸 陵 友

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼 出納室長	石堂登久則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹味英季	主査	保母公次
--------	------	----	------

[開会 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、爽やかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ、軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、サッカーの祭典ワールドカップがいよいよあすから、南知多町議会定例議会に合わせたように開催をされます。この中にも、特別深い関心があり、仕事どころではないという人も多々あると思いますが、みんなで応援して、国民全体で感動を共有したいものです。

今、国会では、集団的自衛権の議論が白熱を帯びておりますが、サッカーでは、「自衛」を「応援」に変えて、集団的応援権で日本のチームを応援したいものでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に従い議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、石黒正重君、2番、福田千恵子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、本年2月の議会全員協議会におきまして報告をさせていただきました町税等の還付加算金につきまして御報告申し上げます。

調査の結果、平成21年度から25年度までの5年間において、町県民税が83件で約38万円、国民健康保険税が100件で約32万円の還付加算金の未払いが確定をしまして、今月10日に支払いを完了いたしました。

今後は、関係法令等の確認を徹底し、適法な事務処理に努めてまいります。申しわけありませんでした。

次に、愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙につきまして御報告申し上げます。

去る5月15日の臨時町議会におきまして、平成26年度一般会計補正予算（第1号）で専決処分の御承認をいただきました平成26年5月29日執行の愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙におきまして、5月20日の立候補届け出受け付け日に1人の候補者しか届け出がございませんでしたので、無投票となりました。

次に、どんぐり園の開園と子育て支援センター移転につきまして御報告申し上げます。

昨年9月から開園などの準備を進めてまいりました児童発達支援事業を行う施設とし

てのどんぐり園を、7月1日、豊丘むくろじ会館1階に開園する運びとなりました。

どんぐり園という施設の名称は、保育士を初め役場の関係職員で相談をし、本町の木でありますウバメガシにちなみ決めさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

どんぐり園は、発達に心配のある児童を、訓練を受けた保育士と保護者がともに遊びなどを通して、日常生活の基本動作の指導、集団生活の適応訓練などにより早期の療育を支援することで自立を促し、集団生活に適応する力を育てることを目的とした施設でございます。

次に、子育て支援センターを移転することは、現在利用している施設（旧豊浦保育所）は昭和44年に建築され、築後43年が経過し、老朽化が激しいことによります。どんぐり園の開園と同時に、豊丘むくろじ会館の1階へ7月1日に移転をいたします。

それぞれの施設におきまして、今後も関係職員一同、より充実した事業展開ができるよう努力をしておりますので、引き続き皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後に、保育所待機児童の状況につきまして御報告申し上げます。

保育所の待機児童数につきましては、平成26年2月末におきまして17名でございましたが、6月1日現在は2名となっております。

今後さらに臨時保育士の確保に努め、一刻も早く待機児童に入所していただけるよう努力をしております。

以上で諸般報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書の報告1件及び人権擁護委員の推薦についてを初め6議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第3号の平成25年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

議案第33号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち3名が平成26年9月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員会法第6条第3項の規定に基づきまして、人権擁護委員の候補者として3名の方を推薦いたしたいので、議会の意見を求

めるものでございます。

議案第34号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名が平成26年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、1名の任命同意をお願いするものでございます。

議案第35号の南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定につきましては、愛知県農業共済組合が推薦した理事、または組合員1人を南知多町農業委員会の選任による委員に加える必要が生じたことに伴い、南知多町農業委員会の選任による委員の総数を現行の6人とするため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づきまして、新たに条例を制定するものでございます。

議案第36号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第37号の南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,897万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を71億1,704万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費687万2,000円、民生費581万3,000円及び農林水産業費629万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金414万円、県支出金538万円、繰越金455万7,000円及び諸収入490万円をそれぞれ追加するものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

ただ、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

地震、津波被害予測と住民の避難対策の推進について。

東日本大震災以降、防災や減災に対する関心が高まり、国・県や各自治体においても、さまざまな角度から地域の安全性が検証され、対策が推進されています。

この地方においても、昨年5月には、愛知県防災会議の東海・東南海・南海地震の被害予測調査で市町村別の試算結果が発表されています。

それによると、想定される本町の最大震度は7、津波高は最大10メートルで、本町における被害は、倒壊建物9,000棟、死者2,300人に上るという衝撃的な数字でした。

この予測をもとに町ではハザードマップを作成し、避難路の整備や避難のための対策を急いでいます。

この南海トラフを震源とする巨大地震の規模や被害予測については、その後も最新データと過去の記録を検証し、詳細な研究が進められていると聞いています。

海に囲まれた本町では、とりわけ津波の被害予想には強い関心が寄せられています。海岸近くに暮らす方には、大きな不安を持っている人も少なくありません。

実際に平成24年度に行われた地区住民会議でも、地震の際、津波の危険から逃れるための避難路の整備についてたくさんの要望が寄せられています。

さらに、ことし3月、本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けました。今、最新の被害予測はどうなっているのか。また、住民の避難経路や1次避難場所の整備、避難誘導體制などについて、町の対策はどこまで進んでいるのか。そして、特別強化地域の指定を受け、今後どのような対策を国や県と連携して進めていくのかお聞きしたいと思います。

そこで、以下の質問をします。

1 番、最新の被害予測についての 1 番、昨年発表された本町の被害予測に対して、その後の検証により、予想津波高、最大震度、倒壊建物、死者、負傷者の数値はどう変わったか。

2 番、津波の本町までの到達時間はどのようになったか。

3 番、津波による浸水区域面積はどのようになったか。

大きい 2 番です。避難路、避難場所の整備と避難計画の策定状況について。

2 番の 1 です。津波 1 次避難場所の確保と整備状況について、整備済み箇所数と収容可能人員はどうなっているか。

2 番、避難経路について、海沿いの地域において安全に避難可能な経路は確保できているか。

3 番、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定についての 1 番、指定されたことで、国等からどのような支援が受けられるか。

2 番、計画の策定を含め、今後の地震津波対策に係る取り組みの予定はどうか。以上であります。

再質問は自席にて大きい項目ごとにまとめて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問 1. 最新の被害予測につきまして、関連がございますので、1 の 1、1 の 2、1 の 3 を一括して答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

御質問 1 の 1. 昨年公表された本町の被害予測の数値はどう変わったかについてでございます。

昨年 5 月に愛知県防災会議が公表した数値と今回 5 月 30 日に発表されました最新の愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の数値は、最大津波高につきましては 10メートルから 9.5メートルに、最大震度は震度 7 で、同じでございます。建物被害の全壊・焼失棟数につきましては約 9,000棟から 8,300棟に、人的被害の死者数につきましては約 2,300人から約 1,800人となりました。負傷者数につきましては、昨年と同じく、今回におきましても発表はありませんでした。

御質問 1 の 2. 津波到達時間は、24年 8 月の内閣府中央防災会議が公表した数値は 1メートルの津波が 37分でありました。今回の公表では、1メートルの津波の発表はあり

ませんが、30センチの津波では南知多町の海岸に到達する時間が18分とされております。

御質問1の3. 津波による浸水面積は、24年8月の内閣府中央防災会議が公表いたしました数値1センチ以上の浸水になる面積は490ヘクタールから、最新の発表では416ヘクタールとされました。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

町内のことですが、浸水区域の多い地区は、町はどこ場所だと思いでしょか、お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

浸水面積の大きい地域といいますと、やはり内海地区が地盤が高いところが少ないという形で、内海地区の浸水区域の面積が大きいかと思っております。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

それでは、亡くなる方の主な原因は何でしょうか、お聞きしたいです。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

県が公表しております人的被害の関係で申しますと、最も人数が大きいのが浸水津波という形で分類されております。先ほど南知多町におきまして1,800人の人的被害と申しましたけれども、そのうち浸水津波の関係で約1,300人という数字となっております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

私は思うんですが、県とか国とかということがすぐ出ますけど、町としてそういう予測というのか、町の予測というのか、大体町はこれぐらいじゃないかなというような、そういう調査というのか、ないのでしょうか。町としての大体これぐらいかなというような発表というのか、町としての予測というのか、そういうのはないのですか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

ただいま吉原議員から、町としての単独の予測と申しますか、そういった数値かと思えますけれども、町といたしましては、そういった予測につきまして独自で判断するのは困難と考えております。詳細なデータだとか、そういった収集だとか、金額面、時間的な部分もござります。今回出していただきました県のほうの予測というものを使わせていただいております。以上です。

○7番（吉原一治君）

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問2．避難路、避難場所の整備と避難計画の策定状況につきましては、2の1、2の2と関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

御質問2の1．津波1次避難場所の確保と整備状況及び整備済み箇所数と収容可能人員につきましては、津波1次避難場所は、平成23年度に、命を守るための一時的な避難場所として道路が接続されている高台の場所を地元の区長さんに選定していただきました。平成24年度には最高津波高10メートルの発表がされたため、10メートル未満の避難場所を変更していただき、現在、町内で61カ所の1次避難場所がございます。避難場所の選定後に整備・修繕をした避難経路は17カ所でございます。また、収容可能人員につきましては、避難場所によっては、道路上であったり、避難場所の区域が明確でないところもござりますので、現在実施しております災害危険度判定調査委託により収容可能人員を算出することとなっております。

御質問2の2．海沿いの地域において安全に避難可能な経路は確保できているかにつ

きましては、1次避難場所への経路は確保されています。ただ、避難経路沿いの古い家屋、階段、崖などにより安全な経路が確保できないおそれもございますので、災害危険度判定調査委託により安全の確認をいたします。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございました。

津波の1次避難場所と避難場所の違いですね。知っておる人は知っておるんですが、割と1次避難場所と避難場所の違いというのが結構ごっちゃになって、わからん人もあるように、私からはそういうところもあると見ております。ぜひこの説明を一度お願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

1次避難場所につきましては、津波などが来るとい部分で、命を守るために逃げる場所という形での1次避難場所。ですので、建物とか、そういったものではなくて、高台にあります空き地に逃げるという形での1次避難場所でございます。また、1次避難場所に逃げた後に、津波がおさまり、潮が引いていったという部分で、その後に避難所という形で、町内の公共施設、公民館だとか学校の体育館等が避難所という形になります。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

豊浜地区の避難路の整備ですが、26年度に豊浜地区の避難整備の予定はどことどこでしょうか、お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

今御質問の豊浜地区の避難計画につきましては、平成26年度で2カ所予定しております。1カ所につきましては中洲の西之峰と初神の地区を2カ所予定しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

海に近い中洲地区のことですが、まだ最近のことですが、富士ヶ根と大久郷というのか、中洲地区にその道があるんですが、その間というのがなかなか遠いんです。そうしたことで、住民のほうから依頼をされまして、平山部長とか担当とかで、住民15人ぐらいが集まりまして説明をしてもらったことがあります。この中洲地区、富士ヶ根へ逃げるとすると、中洲地区のお寺というのか、お墓があるところを逃げにやならんということで、地震の最中にそんなところへ歩いていけるかどうかということで住民のほうから要請がありましたので、そのときに立ち会ってくれた平山部長ですが、その後は検討するということは聞いておりますが、その後のこと、どうなっているかお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

その当時、平山部長以下、うちの担当職員も現場のほうに行かせていただきました。お話のとおり、空き地といいますか、そういったエリアがございました。ただし、愛知県の発表いたしました浸水域のエリアと比較いたしますと、非常に微妙な位置関係でございましたので、地元の自主防災会のほうと協議をいたしまして、その奥のほうも使用が可能かということで、今後また区長さんとも協議をする状態になっております。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ぜひ近いうちに、すぐ行動ができるようにしてあげてやってください。

もう一つ、豊浜の新居地区なんですけど、1次避難場所ということになっている場所なんですけど、ここも新居地区の東のほうなんですけど、神社と東のまるはさんの上にあるんですけど、その間がなくて、今、整備中と聞いております。この整備について、いつごろの予定になっておりますかということと、その場合、十分な広さがあるかということなんですけど、担当の人、いかがですか、この点につきまして。場所はどこというのか、新居の伝七商店がありましたところに入っていくところなんですけど、ここは道が悪くて上っていけない場所があるということで区長のほうからも要望されていると思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

建設課長、吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

今、地域のほうから出ている新居地区の場所の要望はございます。そこについても順次やっていく予定をしておりますが、今年度はちょっとそこには入っておりませんので、よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。ぜひ早目にやってあげてもらいたいと思います。

では、3番のほうをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問3. 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定につきましては、3の1、3の2と関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

御質問3の1の、指定されたことで国からどのような支援が受けられるかにつきましては、国の避難場所等に係る基準に適合した、津波から命を守るための避難場所や避難路の整備をする場合、国庫補助金の割合が3分の2に引き上げられるなどの財政的な支援がございます。

御質問3の2. 計画の策定を含めまして、地震津波対策に係る取り組み予定はどうかにつきましては、特別強化地域の指定は、津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域として内閣総理大臣から指定されたものでございます。住民の命を守ることを目標に避難場所や避難路の整備を進めるために、今後県・国と協議を図って、津波避難対策緊急事業計画の策定を進めるものでございます。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

せっかく特別強化地域に指定されたんですから、ぜひ国のほう、県のほうと検討して、たくさんの助成をしてもらうことをお願いします。

限られた予算の制約の中で防災対策を進めていくのは大変厳しいことだと思います。しかし、こうして被害の予測結果が発表され、国においても地域を指定して対策を推し進めようとしています。ある意味で、この町の安全性を高める機会だと言えます。安全・安心は町長が言う3本の柱の一つです。この状況を踏まえて、今後の取り組みについて、町長、一言お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員の質問の中にございました南海トラフ地震の津波避難対策特別強化地域に指定されたことに伴いましての緊急の事業計画をつくる段階で、多くの1次避難場所に対しましての避難路を含めた整備を盛り込んでいきたいと思っております。ただ、3分の2の対象になるための要件と申しますか、どういう条件だったら、その3分の2に合うかということに関しまして、県及び国の意見を聞きながら、また主張をしながら、数多くの、今61カ所あるわけでございますが、それ以外にたくさんの要望をいただいておりますので、それを整備しながら、安全・安心な避難路をつくってまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ぜひ取り組んでいてもらいたいと思います。

震災から3年以上過ぎたこの間、膨大な労力と費用を注いで、地震や避難対策の研究が進められてきたわけですが、改めて国が示す資料を目にすると、防災の取り組みには行政の関連することばかりだと思えます。町長を先頭に、行政のあらゆる分野、全ての部署が団結し、国や県とも緊密な連携をとって、しっかりと進めてもらいたいとお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

以上で吉原一治君の一般質問を終了いたします。

次に、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の1. 南知多町は3月28日に政府中央防災会議で津波避難対策特別強化地域に指定されました。これにより、対象事業で国からの補助率が2分の1から3分の2に引き上げられています。

4月1日付の中日新聞の記事で、「今まで人が行く機会の少なかった山中もある避難路の整備は急務。条件に合う道路は積極的に整備したい」「津波タワーについては選択肢の一つだが、収容できる人数の割に高額」「旧内海高校跡地を避難広場として整備するのに補助が期待できる」等々、掲載されています。

また、地震津波等被害予測調査で、南知多町の人的被害、死者数ですけれども、総被害人数の過半数以上が津波時の逃げおくれです。

防災安全課においても、25年、26年度で、現在指定されている避難場所の検討・見直しを行う計画と聞いています。

今、町では、愛知県が行っている地震等被害予測調査結果を踏まえて、新しい防災計画を作成すると聞いています。24年度修正の現在の南知多町地域防災計画では、公助部分の体制に関することがほとんどです。

地震が来た直後には、救急車や消防車がすぐ来る、医療体制がすぐ整う、給水等がすぐ行われるなどの公助は期待できないと聞いております。自分の身は自分で守る自助、

そして住民同士で助け合う共助が必要です。

震災直後は、南知多町はどのような状況になっているのか、東日本大震災を教訓にコミュニケーションしてみることも大事と思います。

そこで、次のような質問をいたします。

①津波避難対策特別強化地域指定を受けて、今後どのような方針、計画を考えていますか。

②防災安全課で行われている見直し・検討はどのような状況ですか。早急に見直し・検討すべき事項はありますか。

③被災時に3日間分の飲料水9リットルを持って逃げることは大変困難です。川や池の水を飲料水にかえる簡易浄水器等を検討してみてはいかがでしょうか。

④避難場所にまきこんろ、カセットこんろや小型ソーラーシステムの蓄電器を常備することを検討してはいかがでしょうか。

⑤災害時には救急車を当てにすることはできません。そこで、いかに早く急病人やけが人に対処したらよいのか。例えば避難場所で急病人やけが人がいる場合は目印の旗を掲げるなど、救助部隊に早く知らせる手段の統一や地域自主防災会が医療拠点までけが人等を搬送する訓練などを検討してはどうですか。

⑥救助へりに避難場所がすぐわかるよう、学校等避難場所の屋上に目印を塗装したり、どこからでも避難場所がわかるように目印の旗を掲げるなどして、救助部隊にわかりやすくする工夫を検討してはどうですか。

⑦自助に対する防災意識は個人格差がかなりあると思います。防災活動でも参加するメンバーは固定しており、興味のある人しか参加しません。そこで、全ての町の部署で防災について何ができるかを考え、実行してはいかがでしょうか。例えば育児相談窓口や乳幼児定期健康診断時などで、子供を守るために地震への備えを呼びかけるなどはいかがでしょうか。

⑧昨年、町全体で1,855の方が心肺蘇生の講習を受けています。また、防災リーダー講習もたくさんの方が受けております。いろいろな講習を受けた町民が宝の持ち腐れにならないように、自主防災会の中の訓練等でどのように活躍してもらうか、構想してはどうですか。

⑨平成25年9月議会で、災害時の食材、飲料水の備蓄は7,880食、500ミリリットルペットボトルで1,008本と答えられているが、現在の数は。また、町が必要と考える数量

の何割ぐらいが備蓄できているのか。

大きい質問の2. 今、町を取り巻く地域情勢はどんどん変化しています。そこで、今後考えなくてはならないことを踏まえて、次の質問をします。

①将来行われるかもしれない知多半島道路民営化はどのように捉えるのか。

②待機児童解消策の一つとして、こども園についてはどのように考えるのか。また、准保育士資格についてはどうか。

③消防団員不足解消へのOB再登板の検討については、共助の部分で活躍が期待できるが、どのように考えるか。

④武雄市などが始めている新しい教育方法は、近隣市町村にない南知多町の特徴として人口減少防止にアピールできると思うが、どのように考えるか。

⑤地産地消、6次産業化推進のために販売ルートの確保が大事です。南知多町は観光の町でもあります。全国各地でそれぞれ地域の特徴を生かした道の駅がつくられています。道の駅建設はどのように考えるか。

このように、すぐに取り組まなくてもいい課題、すぐに影響の発生しない問題など、町を取り巻く問題はいろいろありますが、若手町職員で問題・課題を自由に話し合うグループをつくり、前述したような課題について話し合ってもらいたいと考えております。

大勢の老若男女の方に町の将来に関していろいろな話を聞きますが、多くは将来について閉塞的な意見です。この閉塞感を打破するには、若い人たちの自由な新しい発想が必要と考えます。例えば町の資源を使ったバイオマス発電、南知多町に渥美半島沖で採取されるメタンハイドレート天然ガスの供給基地建設、海上風力発電所誘致など、私たちでは思いもつかない自由な若々しい発想をこれからのまちづくりに生かしていただいてはどうでしょうか。町長、いかがでしょうか。

再質問につきましては、質問1、2に分けて、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の1から1の9につきまして、一括して答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

御質問の1の1. 津波避難対策特別強化地域の指定を受けて、今後どのような方針・

計画を考えていますかについての答弁となります。

津波避難対策特別強化地域は、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、全国で139市町村が指定され、本町もその中の市町村の一つでございます。津波による被害を最小限に抑えるための事業であります避難場所や避難路の整備を進めるためには、国・県と調整を図りながら、津波避難対策緊急事業計画の作成をまず進める必要がございます。その計画を速やかに作成し、国等の支援を受け、計画的に津波避難対策事業を実施していく予定でございます。

次に、御質問1の2でございます。見直し・検討はどのような状況かにつきまして答弁させていただきます。

平成25年度と26年度に1次避難場所の避難路及び避難場所の危険度判定調査を行っています。現場の現状確認や、5月30日に公表されました県被害予測調査のデータをもとに危険度の判定を行い、危険であれば1次避難場所の見直し・検討を進めることとなっております。判定は今年度後半となりますが、今回の県被害予測で浸水想定域や津波到達時間も変更されましたので、早急に1次避難場所の見直し・検討を進めてまいります。

御質問1の3. 簡易浄水器等を検討してみたらという御質問でございます。

町におきましては、川等の水を飲料用にかえることができるろ水機を平成3年度から平成7年度に毎年1台購入して、役場本庁舎と4カ所のサービスセンターに備えつけております。

次に、御質問1の4でございます。避難場所にまきこんろ、カセットこんろや小型ソーラーシステムの蓄電器を常備することを検討してはどうかにつきましての答弁でございます。

1次避難場所におきましては、命を守るためには、まず逃げる場所と考えておりますので、御質問にあるような設備等の配備につきましては考えておりませんが、避難所の地区拠点基地への配備につきましては検討をしたいと思っております。

災害時の防災物資には多種多様なものが想定されます。各家庭におきましても防災対策の準備品として卓上こんろ、携帯こんろは必要なものとされておりますので、各家庭においても準備をしていただきたいと考えております。

御質問1の5. 救助部隊に早く知らせる手段の統一や地域自主防災会がけが人等を搬送する訓練などを検討したらどうかにつきましての答弁でございます。

議員の言われるよう、大規模な災害が発生した場合、救急車など同時に多数の出動要

請が発生すると考えられています。また、災害救助部隊も災害発生後すぐに応援に入れないと想定されていますし、独自に現地に入ってくることもありません。町の災害対策本部と災害救助部隊は被災情報などを共有して行動をとることとなります。事前にけが人等の情報があれば、現地の場所を把握し、それから現地に出向きますので、旗などの掲出は不要と考えております。

また、災害時の緊急搬送につきましては、地域の方々の協力がありませんと救える命も救うことができません。特に自主防災会におきましては地域の防災のかなめとなる組織でございます。けが人を搬送する訓練などは必要と考えておりまして、町としても地域防災リーダー養成講座や各種防災訓練等におきまして搬送訓練を行ってまいります。

次に、御質問1の6でございます。防災ヘリや救助部隊に避難場所がわかりやすい工夫を検討したらどうかにつきましての答弁です。

大規模な災害が発生し、町で対応ができないときは、町は防災ヘリや救助部隊の要請をいたします。要請に基づいて救助応援に入る防災ヘリや救助部隊は町の災害対策本部と連携を密にして行動をとることとなります。

避難場所などの所在把握は事前にできておりますので、建物への塗装や旗の掲出までは考えておりません。

なお、防災ヘリにつきましては離着陸するために広い空き地が必要となるため、事前に離着陸可能場所として本町は6カ所の登録をしております。

御質問1の7でございます。全ての町の部署で防災について何ができるか考え、実行してはどうかにつきましての答弁でございます。

防災意識を高めるためには、日ごろの啓発が非常に重要と考えております。町広報や町ホームページで災害に対する周知などを行っていますが、さらに役場の窓口にお見えになる方、会議に参加される方、行事に参加されている方などに役場の全ての部署が災害への備えなどを呼びかけることは大いに有効であると考えております。そのような呼びかけができるように検討してまいります。

次に、御質問1の8. 防災の講習を受けた人が宝の持ち腐れにならないように自主防災会の中の訓練等でどのように活躍してもらうのか、想定してはどうかにつきましてでございます。

災害の関係でよく言われる言葉に、自助・共助・公助がございます。災害時の被害を抑えるためにはお互いに連携することが大切であります。大災害が発生した直後、数日

間は、公助である役場職員も被災を同じように受け、活動できる人数も不足し、また消防署、消防団も被害が大きいと救助活動もおくれることが予想され、公助には限界があると認識をしております。

まず、自分の命は自分の努力で守る自助を、自分たちの地域は自分たちで守る共助をしっかりとお願いしたいと思います。

自主防災組織は、地域において共助の中核を担っていただいている重要な組織でございます。昨年、町の全地域に自主防災組織が立ち上がったばかりで、活動の内容もさまざまであります。町といたしましても、自主防災組織と連携・協働をしっかりと図っていかねばなりません。今まで防災の研修を受けられた方々が継続的に地域の活動の中で活躍できるよう、ともに検討していきたいと思っております。

御質問1の9. 災害時の食材などの数と町が必要と考える数量の何割ぐらい備蓄できているかについての御質問でございます。

平成26年5月末現在におきまして、備蓄食糧は8,980食、飲料水として500ミリリットルのペットボトルが2,424本となっております。町におきましては、備蓄食糧の目安を今まで8,800食としておりましたが、今回の県の被害想定によります避難者数9,700人と帰宅困難者数1,800人の合計の2割増の1万3,800食を今後の目標と考えております。備蓄率は、食料で65%、飲料水のペットボトルで17.6%でございます。

なお、飲料水につきましては、水道施設の配水池に緊急遮断弁が設置されており、地震発生時には遮断弁が作動し、配水池内に飲料水が確保される仕組みとなっております。

また、非常食等は町だけで準備できるものではございませんので、今後とも住民皆様方による準備を働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

避難場所、避難通路の整備と今言われましたけれども、整備にはいろいろな整備があると思うんですけれども、例えば幅員の拡大、それから避難広場の設備充実等、その中で一番重要、最優先に取り組まなきゃいけないことは何とお考えになっているんでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

避難路の関係でいきますと、安全に避難者が避難できるという部分で、手すりをつけるだとか、幅員の関係はございますけれども、なかなか全て幅員を拡幅するというのは難しい部分がございますので、そういった避難者の方が安全に通れる道にするということが前提かと思えます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

先ほどの③のところ、町は4個のろ水機を配備するというお答えだったんですけども、例えば4個のろ水機があったとしても、災害直後は、多分道路もいろんなものが落ちていて通ることもできないと思います。

そこで、1つお聞きしたいんですけども、町の防災計画、東海地震に関する事前対策ですね。黄色い本の174ページに給水確保用資材・人員という大義が載っているんですけども、その体制は災害発生後何日ぐらいで整うものか。

また、各避難民への応急給水は、何日目から確実に行われるのか。

そして、同じ本の189ページには、発生から3日間は応急給水の目標水量は3リットルが1人当たり1日とあるが、町内の道路は多分大変な状態になっているというふうに思いますが、そんな中で本当に可能なのでしょうか。

あと1つ、私、簡易浄水器ということでお伺いしたんですけども、それは1万円ぐらいで、本当に川の水が飲料水になると、そういうものを各自主防災会に配置してはどうかと、それを有効かどうかということを検討していただけることを含めて、今回質問させていただきました。以上の答弁をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

水道課長、石堂君。

○水道課長（石堂和重君）

ただいまの質問の発生後の給水活動の話ですが、一日でも早く対応したいと考えておりますが、第1段階の目安として、発生後3日は、今言われましたように1人1日3リ

ットルの水が必要とされていることから、発生後3日までには対応したいと考えておりますが、ただいま言われましたように道路などの状況からできない場合がありますが、できるだけ3日までには行いたいと考えております。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

ろ水機の各自主防災会への配付ということで、物によっては1万円ぐらいのものがあるというお話を清水議員のほうからしていただきました。どういったものか、私も内容をよくわからないものですから、そういった内容を確認をして、自主防災会のほうに配付が可能なものなのかどうかの検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

次に、再質問をもう一つお願いいたします。

5番目のところでお答えしていただいたんですけども、けが人等の搬送等については、対策本部に連絡が入り次第、そこから順次行うということなんですけれども、対策本部にはどのような避難場所からどのような連絡方法ですか。多分携帯等も大変困難だと思うんですけども、無線機、トランシーバー等を配置するのか、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

これまで町におきましては衛星系携帯電話をそれぞれの地区に配置させていただきました。御承知のとおり、この4月より防災行政無線も運用開始させていただいております。その中で、広報的に外部スピーカーを通して連絡する方法もございますし、移動系の防災無線も配備しておりますので、各それぞれの使える媒体を利用させていただく予定であります。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

あと、飲料水等の備蓄についてなんですけれども、各市町村では拠点防災倉庫の建設等を行っていますけれども、町としては、拠点防災倉庫についてはどのような方針を持っているんですか。お答え願います。

○議長（榎戸陵友君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

現在、町内各5地区に設置をしております防災倉庫がございます。それとは別に、昨年度より拠点的に集中管理ができる計画で、防災備蓄倉庫を豊丘の旧市民運動公園用地に設置をさせていただいております。25年度に1基、本年度と来年度にそれぞれ各2基を設置する予定であります。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

質問1の最後になりますけれども、避難に当たっては、避難通路の整備等、公助の部分にすごく目が行きがちなんですけれども、吉原議員のときに部長がお答えしたように、建物が崩壊したり、家具が倒れたら、逃げたくても逃げられない、そんな状況があるということをお聞きして、私も再認識しました。そのためには自分で自分を守る自助の役割が大変重要と考えております。ぜひとも町としても、いろいろな場面で自助の必要性、重要性を訴えていただき、町民の皆さんの自覚向上につなげていただきたいと思います。

また、自助、共助がしっかりと確立するために、公助、町の役割は大変重要だと思っておりますので、ぜひとも自助、共助の支援、指導に取り組んでいただきたいと思います。これで質問1の再質問は終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、質問2の町の抱える課題と将来について答弁をさせていただきます。

質問2の1から5までは関連がございます。一括答弁をさせていただきます。

2の1から順に各所管部長より答弁をいたしますので、お願いをいたします。

まず、質問2の1でございます。知多半島道路民営化はどのように捉えるかでございます。

愛知県は、新たな事業機会を創出するとともに、民間の創意工夫を生かした低廉で良質な利用者サービスの提供、沿線開発等による地域経済の活性化を図るため、平成27年度の実施を目指して、知多半島道路、南知多道路等、県内8路線の有料道路の民営化の基本方針を本年4月に公表しております。

本町にとりまして、県道半田南知多公園線と直結する南知多道路、知多半島道路はさまざまな分野における大動脈であります。民営化が本町にとってどのような影響があるかはまだわかりませんが、県の担当部局からの情報収集に努めまして、あらゆる可能性を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問2の2. 待機児童解消対策の一つとして、こども園についてはどのように考えるか。また、准保育士資格についてはどうかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、こども園は、平成18年に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律におきまして、幼稚園と同様の4時間程度の教育と保育に欠ける子供に対して8時間程度の長時間保育の双方を行うことで、就学前の子供に教育、保育などを総合的に提供する施設でございます。

本町の待機児童の発生原因は保育士不足でございまして、現在、臨時保育士の確保に努力している状況でございます。したがって、こども園を整備、開設する予定はございません。

次に、准保育士資格についてはどうかにつきましては、准保育士は政府の産業競争力

会議で提案された事項でございまして、保育士確保の対策として、潜在保育士の掘り起こしや離職者を減らすことが上げられております。准保育士資格は、国家資格の保育士とは異なり、子育ての経験があれば取得しやすくなる民間の資格でございます。

現在は国レベルの議論でございまして、町としましては、国家資格のある保育士による保育を考えております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問2の3. 消防団員不足解消の関係につきまして答弁させていただきます。

全国的に消防団員の不足につきましては問題視されておりますが、南知多町におきましては、皆様の御協力をいただき、条例定数の456人は確保されております。なお、消防団員OBの皆様につきましては、消防団で得た技術等を生かし、地域の一員として活躍していただけたらと思います。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の4の武雄市の教育方法につきまして答弁させていただきます。

武雄市では、ツタヤ図書館とか、タブレット端末を利用した反転授業など、教育の改革に取り組みられてみえます。とりわけ、来年度、塾である花まる学習会との官民一体型学校を立ち上げるという構想につきましては、非常に先進的な取り組みであると思います。

しかし、現時点では情報が余りにも少なく、その是非についての判断ができかねます。教育の成果は、子供たちがどのような大人に成長するのか、長いスパンで評価する必要があります。学校は人間形成の場でございます。武雄市さんの画期的な取り組みには敬意を表しますが、今後の展開を慎重に見きわめていきたいと思っております。注視していく所存でございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続いて、質問2の5でございます。道の駅の建設はどのように考えるかでございます。

清水議員のおっしゃるとおり、地産地消、6次産業化推進のためには販売ルートの確保は大事なことであります。

道の駅は、国土交通省により登録された休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設であり、その要件として、24時間利用可能な駐車場、便所、電話及び案内・サービス施設を備えることとなっています。また、道の駅は、道路利用者の利便性の向上と施設の使用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与するという点で有効であると考えております。

今のところ、道の駅を町が事業主体となって建設する予定はございませんが、今後、道の駅のような販売施設を含めた施設整備を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

昨日、振興計画事業検討を町のほうからいただきました。これは、他の市町村に先駆けて行われたということに対しては、本当に私、十分評価していますけれども、その振興計画、基本事項検討を読ませていただきまして、内容を見て、なぜかわくわく感が湧いてこないんです。今、この南知多町に必要なものは、やっぱりこれから南知多町がどういうふうに変わっていくかというわくわく感、期待感じゃないかなと思っています。全国には1,700以上の市町村があるんですけれども、その中で、移住者の人が南知多町をどうやって選んでくれるんだろうか。私は、やっぱり先ほど佐賀県武雄市の名物市長がやっているような地域の独自性を生かした方針を全国に発信しなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

そういう新しいことを考えるには、やっぱり既成観念にとらわれていない新しい若手職員の考えが重要じゃないかなと、そういうふうに考えております。ぜひとも私は石黒町長には期待をしておりますので、そのような形で、この南知多町から新しい、全国にいろいろなことを発信できる、そういうことを計画していただけないかなと思っています。町長、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

全体的に御質問いただきました。若手の職員及び若手の方々の自由な発想云々ということですが、それに関しましては、町のさまざまな課題をそういう力をかりて克服して、まちづくりに生かすべきじゃないかという議員の提言につきましては全く同感です。

武雄市は、私どもも行ってまいりましたし、樋渡市長さんの直接の声もお聞きしましたが、かなりラジカルであります。ただ、そのためには、彼のキャリアと用意周到な準備と、最後は信念です。彼はリコールも受けましたし、いろいろな壁を彼なりにクリアして、一つ一つの彼の行う事業が全て注目されていると言っても過言じゃないぐらい、フェイスブックとか、イノシシに困って食べるような、そういう対策をするすぐやる課とか、たしかそうだと思うんですが、図書館でも100万人の来場者が来るところも見えますが、そういう変化、清水議員がおっしゃる全国に対してアピールをし、このまちに住みたいなという一発大きなホームランという面も必要かもしれませんが、つい最近、まず1%、1%、人口もふやし、収入もふやしという番組を見ました。藻谷浩介さんが出ておりましたが、そういう面も含めて、若手の方々と一緒に議論して、この町の課題を克服していくという中で、やはり若手の力をかりないかなんということは多々ございます。特に広報に関しましては、SNSも含めまして、すぐ電波媒体に転嫁するという即時性が今必要とされております。そういうものも含めた若手の力をおかりすることに関しまして、しっかり対応していきたいと思えます。

私ども、今、議員が評価いただきました地域振興基本計画を作成するに当たりましてのとした方法がございまして、これは担当の企画部長から若干説明させてもらっていいですか。ちょっと説明させてもらいます。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御報告をさせていただきます。

本町では平成24年度町振興基本計画を策定いたしました。この計画は、若手町職員を中心としたプロジェクトチームで検討いたしました。予算や法規制にとらわれない自由な発想で、町民の皆様とともに、ハード面に限定してではございますが、本町の将来像を描いた点で、議員の言われるような自由に意見を話し合える場となったと思えます。

これからも町民の皆様との協働と連携を進めてまいります。

このような状況下、町において、この計画策定と並行しまして業務進行管理をP D C Aサイクルにて行ってまいりました。一つ一つの事業とその成果を検証し、改善に向けたスタイルを確立するためでございます。事業の評価、検証を行う中で、住民の皆様の思い描くこの町の将来像をその目標に反映させ、共有していく考えでございます。

また、平成25年度に庁内プロジェクトチーム設置要綱を定めて、課題解決のための各課横断的なチームを立ち上げる仕組みをつくりました。今取り組むべき課題に対して、若手、中堅職員を中心にチームを構成して課題解決に当たります。

町民の皆様と自由に話し合える場があること、目標を共有すること、課題解決のための手段があること、この3つの提供ができるよう、今後も努めてまいります。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今説明させてもらいましたが、実際これを経験しまして、何が大事かという、若手、中堅の職員も含め、今、私を初め、町の運営を任されている、その責任を持っている私たちも含め、互いに挑戦する気持ちが大事ななど。若手に任せようとか、それから、我々は我々で責任を持っているから臆病になるというところを、いかに勇気を持って、また情熱を持って挑戦していくかということが大事かと思いました。

それと、今説明したように、結構システムはつくったんですが、「仏つくって魂入れず」というふうにならないように努めてまいらないかなと痛感しているところでございます。議員のこのような質問を通じてでも結構ですので、御指導、御鞭撻、御協力を賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

町長、ありがとうございました。

本当に挑戦する気持ちを持っているというその言葉だけで、私、これからの石黒町政、しっかりと応援したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は11時5分までです。

〔 休憩 10時50分 〕

〔 再開 11時05分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長より許可を得ましたので、壇上で一般質問を行います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

1番、津波避難計画にソーラー照明灯を。

愛知県は、5月30日、南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害について、独自の調査結果を発表しました。

南知多町はマグニチュード9級の南海トラフ巨大地震をモデルに、震度7、死者数1,800人、津波高9.5メートルと設定しています。

新聞報道によると、南知多町は津波避難対策特別強化地域に指定され、今年度は避難路整備などの事業を含む津波避難計画を策定している段階であるということですが、県は建物の耐震化や家具の転倒防止、迅速な避難などの徹底で死者を6割減らせると試算しています。巨大地震で電源が停止したとき、夜間に備えて避難路に、または避難場所にソーラー照明灯が有効だと考えられます。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 津波避難計画の内容とその整備事業の期間、スケジュールはどのようになっていますか。

2. 避難場所における照明灯の照度をどのように考えていますか。どれくらいの人数に十分な明るさをもたらすことを想定していますか。不安に感じない程度の照度、煮炊きに必要な照度。

3番目、避難場所、避難路にソーラー照明灯を町内に順次設置してはいかがか。

大きい2番、待機児童を出さない施策を。

希望する全ての児童が入所できるように保育所を整備することは、子育てをする父母

の切実な願いです。当町にあっては、子育て支援の拡充、少子化対策の重要な課題です。平成24年度より同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合、2人目以降の児童は保育料を無料とする町独自の画期的な事業が施行されています。このことによつて、低年齢児の入所希望が増加することは当然予測されることです。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 3月議会の時点で待機児童が十数名いるということで質問しましたが、現在の状況はどのようになっていますか。

2. 低年齢児に対する保育士の人数が足りないという点で臨時保育士の確保に努められたとお聞きしましたが、臨時保育士の処遇はどのようになっていますか。

3. 来年度、待機児童を出さないために、現在どのような対策を講じていますか。

次に、大きい3番、高齢者が住みよいまちづくりを。

自民・公明の与党は、5月14日、衆議院厚生労働委員会で医療介護制度を根本から改悪する医療介護総合法案の質疑を一方的に打ち切り、全野党が反対する中、与党だけの賛成で採決を強行し、可決しました。

今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで、介護の責任を再び家族や地域に押しつける介護自己責任化というべき方向を徹底させる内容と言えます。

見直しの目的の一つに、介護保険制度の持続可能性の確保が掲げられていますが、政府が目指しているのは、さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた見直しではなく、保険財政の事情を何より優先させた持続可能性の追求です。具体的に上げられているのは、さらなる給付削減、負担増を図る4つの切り捨てです。

1つ目、市町村への丸投げによる要支援者の訪問介護、通所介護の削減、打ち切り。

2つ目に、特養の機能の重点化。入所対象を要介護3以上に限定、要介護1・2を事実上排除。

3点目、一定以上の所得者の利用者負担の見直し、所得の線引きによる定率1割負担（9割給付）の切り崩し。

4点目、補足給付の見直し。資産要件などの追加による施設からの低所得者の締め出し。これらは、従来にない規模、内容の大改悪です。当町でも、今年度は高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画が今回の国の介護保険法の改定に沿って作成されるものと思われませんが、そこで以下の質問をいたします。

1つ目、上に掲げた4点について、どのようにお考えですか。

2. 現状のサービスを引き続き受けられることが私たちの願いです。どのようにお考えですか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問の1の1から1の3まで関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

御質問の1の1. 津波避難計画の内容とその整備事業の期間、スケジュールはどのようになっているかにつきましての答弁となります。

昨年度からコンサルタントにより津波1次避難場所及び周辺避難経路について現況調査を行い、現在は収容可能人数、避難者数、危険度、リスク等を検証しております。

また、今回発表されました県被害予測の津波浸水域なども取り入れた津波避難計画を策定いたします。その内容は、避難対象地域の設定、観光客等の避難者数、避難可能距離の検討、避難困難地域や避難経路等の設定を計画するもので、本年度末の作成を予定しています。なお、整備事業の期間につきましてはおおむね5年を見込んでおります。

次に、御質問1の2. 避難場所において、照明灯の照度及びどれくらいの人数に十分な明るさをもたらすことを想定しているかについての答弁となります。

夜間において災害が発生し、その避難した後において、照明のような明かりで安心感を持つことが考えられます。しかし、本町では現在、1次避難場所に照明設備を整備することは計画をしておりません。

次の御質問1の3. 避難場所、避難路にソーラー照明灯を順次設置してはどうかにつきましての答弁でございます。

昨年度から本年度の2カ年に向け、十分な明るさはありませんが、1次避難場所へのソーラー式充電による誘導案内看板を設置させていただいており、昨年度、30基設置いたしました。1次避難場所は、命を守るために一時的に逃げる場所として位置づけていますので、現在のところ、ソーラーシステムによる照明灯の設置は考えておりません。

また、避難路の照明設備については県補助金を活用して設置を行っていきますので、今後も補助金を活用して設置する予定でございます。

なお、避難所につきましては照明設備は必要でありますので、停電時の明かり確保の

ためにはソーラー式充電設備も選択肢の一つであると考えております。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今現在、豊浜の貝がら公園の入り口に1つと大井の小学校の上のところに2つ設置されているんですけども、災害時の夜間にとってはすごく有効だというふうに思っています。住民の皆さんも、こんなのが各地区に少しでもできたら、停電とか災害のときに役に立つなというふうな意見がよく言われています。

今年度、ソーラーシステム照明灯について、設置予定はあるかどうかをお聞きします。また、あるとしたら、設置予定の優先順位はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

建設課長、吉村君。

○建設課長（吉村仁志君）

今年度、ソーラーシステムの照明灯につきましては、内海地区の東端地区のほうで避難路整備に合わせて、県の補助をいただいて1基実施する予定であります。

また、優先順位ということですが、ソーラーシステムだけ単独で設置するということは今のところ考えておりません。避難路整備に合わせて、順次できるところから照明灯もあわせてやっていきたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

必要なところについては順次行っていくというお答えでした。ソーラー照明灯は、災害時だけじゃなくて、防犯灯にも役に立つと思いますので、これからまた積極的に順次設置していただくようお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問2. 待機児童を出さない施策をとの質問の中の御質問2の1から2の3までは関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

まず、御質問2の1の待機児童の現在の状況につきましては、平成26年2月末の待機児童数は17名でありましたが、6月1日現在は2名となっております。

次に、御質問2の2の臨時保育士の処遇につきましては、それぞれの方に雇用条件を確認し、無理のない範囲で雇用しております。

次に、御質問2の3の、来年度、待機児童を出さないために現在どのような対策を講じていますかにつきましては、現在は臨時保育士の確保に努めております。今後の対策としましては、赤ちゃん訪問や三、四カ月児健診など、乳幼児の健診時にこれら事業を担当する保健介護課と連携するとともに、児童手当等の申請時に合わせて、早い時期に保育所の入所希望調査を行い、臨時保育士の確保をしてまいりたいと考えております。

また、年間を通して、町への臨時保育士登録制度を実施し、町広報や町ホームページ等で臨時保育士を募集してまいりたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

先ほども町長の諸般報告にもありました。今、待機児童について、まだ保母さんが足りないということで、2人目の待機児童が残っているということを考えますと、財政的に無理だというふうなことをおっしゃると思うんですけれども、やはり正規の保母さんを確保することも大事だと思うんです。来年度はもう1人補足するとか、そういった考えはないのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

正保育士の確保につきましては、今43名、正保育士がございしますが、その正保育士の動向、退職希望もございします。そういうようなものを含めまして総合的に判断しなければいけない状況だと思っております。現在のところは臨時保育士の確保によって待機児童の解消という形を考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

南知多町は少子化が進んで、今、保育所でいうと、年少・年中・年長の全体的な数としては少ないんですけれども、低年齢児の入所希望が今たくさんふえていると思います。低年齢児に対して、保母さんの数は、ゼロ歳なら3対1、1歳・2歳なら6対1ということになっていきますので、そういった低年齢児の保育内容、きちっと生活を守っていく、いろんな意味での保育内容をよくするということを含めても、保母さんの、特に低年齢児の場合ですけれども、すごく体力の要る仕事ですから、若い保母さんの起用はすごく大事じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

おっしゃるとおり、低年齢児は3対1、6対1ということで、現実を考えますと非常に厳しい状況でございます。若手の方が臨時保育士として来ていただければ大変ありがたいわけでございますが、地域性、特性もございまして、なかなかそういう状況にはならないのが現状でございます。

私ども担当、またはほかのまちの保育担当にもお聞きし、町だけではなくて、町内外から臨時保育士の募集をしております。今後とも皆様の御協力により、臨時保育士の確保をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

これは、これから待機児童を出さないために、町の指針として大事なことだと思いますので、児童福祉法の第24条を読ませていただきたいと思います。

市町村は、保護者の労働、または疾病、その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その看護すべき乳児、幼児、または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときはそれらの児

童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少など、やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うこと、その他の適切な保護をしなければならないとうたっています。

先ほども少し触れていましたけれども、2015年に向けて、子ども・子育て支援法というのが変えられて、児童福祉法から子ども・子育て支援法、認定こども園改定法、児童福祉法改正法を含めた関連整備事業が整備されています。

そうした中で、今お聞きしたことは、公の施設で保育する。そして、資格を持った保母さんが保育園で保育するということが重要だというふうに厚生部長が先ほど答えていました。そのことは聞いて、とても安心しています。待機児童を来年度絶対出さないように、また今度いる2名の児童についても確実に入所できるようにしっかり頑張っていたきたい、またいきたいと思います。以上で終わります。

次、お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、大きなタイトルの3番、高齢者が住みよいまちづくりをの御質問の中の3の1と3の2は関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

まず、御質問3の1. 介護保険制度の見直しについてはどのように考えるかでございます。

その中の、まず1番目の市町村への丸投げによる要支援者の訪問介護、通所介護の削減、打ち切りにつきましては、今回の介護保険制度改正の一つに、要支援1・2の対象者について、介護保険本体の給付で、全国一律の人員基準や運営基準、単価等が定められております予防給付から訪問介護と通所介護を外し、市町村が取り組む地域支援事業に移行するということがございます。これは、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービスを提供できるようにするための見直しでございます。

国は、市町村による事業の円滑な実施を支援するため、ガイドラインを策定すると聞いておりますので、その内容を参考に、今後、本町に合った事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、2番目の特養の機能の重点化につきましては、原則、特別養護老人ホームへの

新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定する内容でございます。なお、要介護度1・2の方でも、やむを得ない事情があり、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合につきましては、市町村の関与のもと特例的に入所を認めとなっております。

これは、重度の要介護者で、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していることを踏まえて、特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化することであり、重度の要介護者の入所ニーズに応えていくためにはやむを得ない見直しであると考えております。

3番目の一定以上の所得者の利用者負担の見直し、所得の線引きによる定率1割負担の切り崩しにつきましては、これまで一律1割に据え置いている利用者負担を、相対的に負担能力のある一定以上の所得者の自己負担額を2割とすることです。これは、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために見直すものでありまして、多くの高齢者にも理解が得られるのではないかと考えております。

4番目の補足給付の見直しにつきましては、現在、施設入所などにかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっており、住民税非課税世帯である入居者については補足給付を支給し、負担を軽減しております。今回の見直しでは資産要件などが加わり、一定額を超える預貯金等がある方など、対象者の見直しが行われます。これは、補足給付は福祉的な給付であること、在宅との公平性を図るなどの観点から、見直しはやむを得ないことだと考えております。

次に、御質問3の2. 現状のサービスを引き続き受けられることが私たちの願いです。どのように考えるかについて答弁させていただきます。

既にサービスを受けている要支援者の訪問介護、通所介護の方は、制度改正後も市町村のケアマネジメントに基づき、既存サービス相当のサービスの利用が可能とされております。

また、特別養護老人ホームへの新規入所者は要介護度3以上の高齢者に限定することになりますが、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情がある場合は、先ほど申しました市町村の関与のもと、特例的に入所が認められる場合がございます。

なお、現在入所中の要介護1・2の方につきましては、継続入所を可能とする経過措置もとられております。

町といたしましては、今回の見直しによりサービスの低下が生じないように努めてまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

少し細分化して質問することになります。

また、今、要支援認定者 1・2、それから要介護度認定者は現在何名いますか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、現在の要支援認定者 1 の方でございますが、今年 3 月末現在で 251 人でございます。要介護認定者につきましては、同じく 3 月末で 758 人でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

介護保険サービスの利用状況についてお聞きしたいんですけども、また、その推移はどうなっているのか。第 5 期介護保険事業計画では 23 年度の 4 月まで書かれているんですけども、23 年度以降について、わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

介護保険のサービスの利用状況でございます。第 5 期の計画につきましては、居宅系の利用者の数がのっておりますが、このときは日本福祉大学ソフトによる実績分析の報告ということで、その後、これに相当する数字はつかんでおりませんが、その後、町の介護保険のサービス利用者については、少しずつでありますがおえておるといふ現状でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

居宅サービスの給付額、支給限度比率について、第5期介護保険事業計画によると、半田市、常滑市、阿久比町、武豊町、美浜町の記述があります。他市町と比較すると、全体的に支給率が低いというふうにとめて、また特に4・5度、重度の方が低くなっていることについて、その要因はどのようにお考えですか。また、23年以降についてもお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

要介護度別の支給限度額に対するサービス給付額の割合ということでございます。ほかの市町に比べて、南知多町が若干重度の方につきましてその率が低いという状況でございます。その考えられる理由といたしましては、介護保険のサービスではなくて、家族の方の介護、同居の家族の方であるとか、近所に住まわれてみえます家族の人によって介護を受けられているのが少しその数字に反映されておるのかなというふうに思っております。

この状況につきましては、23年以降についてもそんなに大きな変化はないのではないかなというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

介護をする方もこれから先、今まで家族でということがこの南知多町では多かったと思います。今、社会的にも問題になっているんですけれども、離職して介護をしなければいけない、そういった実態もたくさんあると思うんですけれども、また今度、23年度以降については6次計画の中でしっかりと位置づけられると思いますので、その辺に期待したいと思います。

それから、法改正によると、特養の入所基準は要介護1・2について特例は認めています。町としては、この特例を認めるその範囲をどういうふうにご考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

制度改正がございますと、原則特養の新規入所は要介護度3以上の方に限定されるわけですが、一方で、先ほどの部長の答弁でもございましたが、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと、特例的に入所を認めるというようなことになってくるようでございます。これにつきましては、詳細については今後国のほうが検討されるということでもあります。参考例といたしまして、例えば知的障害、精神障害を持った方、家族等による虐待が深刻である方、認知症高齢者であり、常時見守り介護が必要な方という例が出ておりまして、多分これに沿った形で国のほうが検討されてくるのではないかと想定されるわけですが、そういった場合につきましては、国の基準に合わせて町のほうも考えていきたいというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

国の基準に合わせるということに結果的にはなるのかもしれないんですけども、やはりその辺は、町としても細かい配慮をしていただきたいと思います。

今度、通所介護、訪問介護が地域支援事業に移行されると、NPOやボランティアに委ねられる範囲が広がると聞きます。経験を積んだヘルパーさんの実践は高く評価されています。専門性も問われるのではないかと。特に話しかけやコミュニケーションは大切だと思います。不適切な言動などで利用者を怒らせたり、落ち込ませたり、また体調も悪くなったりすることもあると思います。そのために、またボランティアの育成、学習はどのように考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

今後、要支援1・2の方の訪問介護を通所介護や地域支援事業に移行されるということで、こういった既存のサービスに加えまして、NPOやらボランティアの方たちによるサービスの提供が可能となってくるわけでございます。これにつきましては、専門の

業者ではございませんので、育成、養成ということは非常に大切になってくるかと思えます。

今後の事業の円滑な実施に向けまして、国がガイドラインを示すということを伺っておりますので、そのガイドラインに従いまして、今後円滑に実施ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

また、この支援事業によると、1次予防とか、2次予防のくくりがなくなると言われています。これまで利用してきた方に混乱が生じると思いますけど、その辺はきめ細かな配慮をしていただかなければいけないと思います。今、1次予防の中で、サロンとか、さまざまな事業が行われています。サロンなどについては、身近なところでおばあちゃんやおじいちゃんの意見をお聞きするんですけど、行くのが楽しみだ。本当に楽しい。今度行くのも楽しみにしている。そういった声がたくさん聞かれて、参加者から喜ばれています。地域支援事業にかかわる、かかわらないに限らず、地域の取り組みとして、こういった内容はすごくこれから先も生かしていかなければいけないことだと思っているんですけども、またこういうことを継続させるためにも必要な施策を今どのように考えていますか。これから先、とても重要な問題だと思いますので、もちろん支援事業の中には含まれていますが、町としても独自に制度を設けていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

今後、1次予防、2次予防につきまして区別がなくなって、一般の介護予防事業として進めていくわけですが、現在行っておる、議員さんが言ってみえましたサロン等につきましては、利用者に非常に喜ばれておりまして、効果もあると認識しております。そのほか、各種の介護予防事業をやっておりますので、既存事業を含めまして、また地域のボランティア等を養成いたしまして、多様なサービスの供給ができればというふうに、取り組んでいきたいと思っております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

町職員が現在実施している見守り事業に対してですけれども、このメリット・デメリットはどのように認識していますでしょうか。また、今後、続けていくのか、介護保険事業にどうつなげていくのか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（榎戸陵友君）

山下君に申し上げます。質問は通告外にわたらないように、またその範囲を超えないように留意をしてください。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

町の見守り事業のことをございますが、メリット・デメリットでございます。メリットといたしましては、事業の目的でありますひとり暮らし老人が安心して生活できるということ。また、職員にとりましては、職員が直接住民と触れ合って意見を聞くことができるというようなことがメリットというふうに考えております。

デメリットといたしましては、職員につきまして、勤務時間内に訪問をしていただいております。担当業務以外でございます。ですので、担当業務で多忙なときには負担に感じるということがあるかと思えます。

あと、介護保険との関係でございますが、生活支援サービスの中で、見守り事業というのも該当してくるかなと思えますが、そういった見守り事業をやっていただける団体というのか、そういった方が見えた場合につきましては、町職員の見守り事業と連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

3 番にかかわる問題なんですけれども、今回、負担増の対象とされているのが、所得 160 万円以上、単身年金収入ならば 200 万円以上というそうです。これらの方たちは高齢

者全体の約20%を占めており、一部の高齢者、高額所得者とは言えないというふうなことが私たちの調べた内容では今後の保険事業にかかわることについて書かれていたんですけども、やはりこういうことが医療窓口の負担や年金削減と相まって、必要なサービスの利用抑制を引き起こすのではないかとということが危惧されます。こういったことについても、国の介護制度をそのまま持つてくるのではなくて、段階的にもう少し考えていただけたらなというふうに思います。このことについては質問しません。

また、4点目にある補足給付の対象者ということでお聞きしたいんですけども、介護保険制度が改正されれば、補足給付から外れる対象者は何名ほどいるか、おわかりですか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

補足給付の見直しについてでございますが、これにつきましては、一定額を超える預貯金等がある方は対象外になるということなど、そのあたりにつきましては、町としては個々の預貯金額の把握ができないものですから、この補足給付の見直しについて、どのぐらいの方の影響があるかというのはちょっと把握し切れない状況でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

把握し切れない状況だということですね。今、国のほうから出されている通達とか指針を見ると、やはりそういった調査することもできるとか、さまざまなことも言われています。これが実行されると、例えば配偶者が月18万円の年金を受給していることを理由に、月6万円の国民年金しか収入がない人に月12万円の施設利用料が請求されるなどの事態が起こってくると言われています。そういったことも含めると、貧困な入居者、待機者が急増する補足給付になってしまうんじゃないかというふうな危惧があります。

また、これはまだまだ正式な段階ではないということで、この件については一応お聞きしますが、やはりこれからの介護保険制度、国の動向は、サービスの打ち切り、そういったことで大変厳しい状況になってくるということがあります。

これからさまざまな意見が出されると思うんですけども、私の思っている気持ちを

述べると、訪問介護、通所介護というのは、地域支援事業に置きかえることで、現行制度のままなら、毎年五、六%のペースで伸びている要支援向けの自然給付の自然増を後期高齢者の人口の伸び率3%に抑え込むという方針を掲げているというふうに厚生労働省の通達でも書かれています。

必要なサービスは保障されるが、達成を義務づけるというのが厚労省の目標です。給付費を抑えて、またサービスを抑える。本当にこれから先、介護保険を受けられなくなってくる、サービスの低下の突破口に今度つながってくるような法案に思えて仕方ありません。ぜひ町としても、また国に対して、介護保険の改悪をこれ以上進めないようお願いしていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時49分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、福田千恵子君。

○2番（福田千恵子君）

改めましては、こんにちは。

それでは、ただいま議長からお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

1. 富士ヶ峰周辺の多目的整備。

富士ヶ峰一帯は高台でとても景色がよく、風光明媚なところです。山の頂上は神社があって、地域の皆さんからの信仰も厚く、私の子供のころは児童遊園もあり、遊んだりもしました。ところが、近年、トイレは老朽化し、子供のころ遊んでいた遊具もありません。

また、富士ヶ峰は、地元の中洲地区だけではなくて、初神地区、大泊地区、岩屋地区ともに多方面に道がつながっており、津波が押し寄せてきたときの避難場所にもなっています。

ところが、現在の状態ではただの高台にすぎず、ほんの一時しのぎしかできないと思

います。

そこで、町長の展望をお聞きしたく、質問です。

1. 富士ヶ峰は、伊勢湾が見渡せて、とても景色のよいところです。トイレくらいはもっときれいに改修すれば、南知多町に来られた観光客の立ち寄り場所にもなり、観光のプラスにもなると思いますが、トイレの改修などの環境整備のお考えはありますか。

2. 山の上には現在休業しているホテルがあります。高台に位置しているので、災害のとき、地域の方々の安全を考えたときに利用させてもらうと、地域の方にとって大変有益だと思えますが、利用させてもらう約束はありますか。

大きい2. 行政のあるべき姿。

私は、かねてより町が発展するためには民間の活力が最大限にもっと生かされることが必要だと考えております。町というのは住民のための住民のためにあるのですから、本来民間主導でなければいけません。しかし、南知多町は、民間主導ではなく、行政主導に長きにわたって陥っているような気がしてなりません。

町の職員の中には、そのことがわかっていて、またそれを感じて、口にする優秀な職員もおります。町が発展するためには、やはり税を納める側の民間の活力がもっともっと生かされる必要があると思えますし、民間主導に切りかわらなければ町の発展はありません。行政は民間の意見をもっと聞くことが大切だと思います。そして、税を納める側の民間が元気に生き生きと働くためには、税を受け取り、適正な使い道に、使う側の行政が信頼できる体質でないといけないと私は常日ごろから思っています。

そこで質問です。

1. 副町長は、住民に対して約束を守ることはもちろん、町にある外郭団体などへの多額な助成金について、町民が純粋に不思議と思って投げかける質問や疑問に対して、迅速かつ誠実に納得のいく説明を果たしていますか。

2. 町長は、副町長、部長以下の職員が、住民が町に対して投げかけた純粋に不思議に思う疑問や質問を、特に直接町長室などで投げかけた質問などに対して、住民の方が納得がいくように副町長以下職員が説明責任を果たしているのかどうか、またそれが正しいかどうか、また約束を守っているかどうかのチェック及び確認をとっていますか。また、把握はどのようになされていますか。

3. 住みよいまちづくりについて。

最近、南知多町のある一部の地域で不審火が発生しています。住民の方々におかれま

しては不安を抱いておられると思うと、私自身も心を痛めます。

また、あってはいけないことですが、特に昨年度のころからコンビニなどや民家が盗難事件の被害に遭っていて、いまだに解決されていないということも耳にするので、被害に遭われている住民の方、子供たちの不安や痛みを考えると本当に大変心が痛みます。

住民の方に安心して生活をしてもらうために、また町の将来を担う子供たちの世の中への信頼を得るためにも大切なことは、行政も教育現場も地域もしっかり問題に目を向けて、解決に向かう姿勢が必要だと思います。

問題から目を背けたり、見て見ぬふりをしたり、問題を覆い隠してしまっただけでは、逆に被害に遭われている方や子供たちの気持ちを踏みにじることになってしまいます。また、世の中への信頼と生きる力を失うことにつながりかねません。

そこで、質問です。

町として、防犯カメラを随所に取りつけるなど、防犯する手だてや施策はお考えですか。

2. 学校現場において子供の盗難情報が入った場合、教育委員会として、どのような指導を学校にしますか。また、近年、そのような情報は何件あり、どう対処しておりますか。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

再質問は席に戻ってから行います。できれば一つ一つ項目ごとに答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、質問の1の1につきまして答弁をさせていただきます。

トイレの改修など環境整備についてでございます。

富士ヶ根の公衆トイレは町の所有する観光施設でありますので、地元中洲区に委託管理をお願いしております。トイレの修繕がある場合は、地元区と相談して修繕をしている状況であります。

町所有の観光施設の整備につきましては、地元区及び観光協会からの要望、施設の重要度、建築年月日の古さなどを考慮して優先順位をつけて整備していく予定ですが、富士ヶ根の公衆トイレにつきましては現在改修の予定はございません。よろしくお

願いをいたします。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2 番（福田千恵子君）

現地のほうを私、何度も見に行っているんですが、トイレが本当に老朽化して、私たち自身、また観光客の方がせっかく立ち寄っていただいても、とても使いたいと思えるような状態ではございません。遊具までとは言いませんが、観光のことを考えると、富士ヶ峰は今も観光客の立ち寄る場所になっておりますので、せめてトイレぐらいは町のほうで早くきれいにしてもらいたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

町長ということですが、観光施設整備につきましては一応のルールがありまして、順次、先ほど申し上げました年月日の古いもの、それから壊れたものについては随時すぐに修繕しておりますし、地元区及び観光協会、そういったところからの要望がまだ富士ヶ根については出ておりませんし、観光施設の地域性のあるものについては、例えば改修だとか、そういったことについては、町が全額負担でやるものばかりではございません。地元の方の負担も生じる場合がございますので、地元の方と御相談させていただいて実施している状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2 番（福田千恵子君）

はい、わかりました。

それでは、また住民の方々も本当は切実に思っているから、こうやって私のほうで代弁させていただいておりますので、ぜひ前向きに検討をよろしく願いいたします。

次、行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の2. 休業しているホテルの利用約束につきまして答弁をさせていただきます。

ホテルを利用させてもらう約束はございません。災害時の1次避難場所は、命を守るためにまず高いところの空き地に逃げることを目的に設定しておりますので、御指摘のホテルを活用することは考えておりません。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

今お答えになっていただいたように、一番大切なことは、やはり地域住民の命を守ることだと私も思います。ただ、現在、町として十分な対策がとれているかどうかということに対して、町長、いかがお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

休業しているホテルの利用約束という質問でございますので、全体的に見れば不足はいっぱいあると思いますが、ここに関しての質問に関しましては、このホテルと利用の約束はしていないということでございます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

どうしてもホテルは個人の所有物になりますので、確かに難しいとは思いますが、本当にこの富士ヶ峰一帯というのは、整備をすると、大変地域の方々にとって有益なものになると私は思っております。トイレの改修にしても、土地の整備にしても、本当に富士ヶ峰一帯の整備、一部の地域住民だけでなく、先ほど質問の中でも言いましたが、広い地域の住民の方々にとって有益なものに手を加えれば変わると思うんです。

また、南海トラフ地震はいつ来てもおかしくないと言われております。その対策のために、何をやるにもやはり財源が必要だとは思いますが、例えば、もと内海高校の跡地を町

が購入しました。そのようなことがありますので、もし富士ヶ峰一帯、私有地ではありますが、もと内海高校の跡地を購入した場合のように、町のほうで購入して整備をしていくというお考えはありますでしょうか。これは今後の町長の展望をお聞きしたいと思えます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

町長にということでございますけれども、私のほうから答弁させていただきます。

ただいま質問のございました富士ヶ峰周辺の購入という部分でございますけれども、そういった考えはまだ一度もしたことはございません。そういったことを検討することも今後まだすぐには出てこないかと思っております。そういったことでお願いいたします。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

わかりました。ありがとうございます。

同じことを言うことになります。富士ヶ峰一帯は本当に多方面の地域の住民の方にとって有益なものに変わりますので、ぜひ近い将来、避難場所としてはもちろんなんです。が、ふだんも地域住民の方々が気軽に足を運べたり、憩いの場になるような施設等をつくったり、また観光としても、また雇用や財政の収入にもつながるようなものをつくっていくことは考え得ることができると私は思っているんです。また、子供たちが富士ヶ峰の高台から自分たちの将来を描いてもらえるような、魅力のある展望に向かって町が進んでいくと本当によいなと思います。そのようなことを提言させていただいて、次の質問をよろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、2つ目に御質問いただいております行政のあるべき姿ということで、まず1つ目に、副町長は外郭団体等への助成金に関して、町民の質問、疑問に対して説明責任

を果たしているかとの御質問でございます。

町民から私への質問等に関しましては、私が認識している範囲内でその場にて私なりに誠実に説明させていただいております。

簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

私がどうしてこのような質問をしたかといいます。具体的に今から話す出来事がありました。私自身が体験した内容です。

文教厚生委員会で南知多町のある外郭団体2つへの不透明な多額な助成金について質問させていただきました。純粹に私、不思議と思ったからです。他の町が南知多町の半分ぐらいの助成金でやれているのに、どうして南知多町は同じぐらいの規模なのにやれないのかということを探ねました。同じぐらいの助成金にしたら、1つの外郭団体では約1,000万円以上のお金が、またもう1つの外郭団体でもやはり数百万以上のお金が浮くから、もっと別の使い道があるのではないかということをお話しさせていただきました。

地域の、これまでなかなか応えられなかった要望に対しても、今言ったトイレの改修にしても、要望に応えられるように予算を回してあげたらどうかという提案をしました。

結局、そのとき、厚生部長がお答えになったのは、南知多町が外郭団体に出している助成金という項目において町が出しているお金は、そのある町に比べると確かに多いけど、実は決算書の項目の中の委託費に他の町の外郭団体は事務費と人件費が含まれている。だけど、南知多町は事務費だけだ。だから、総合的にはそれぞれの町から出している外郭団体のお金は同じであるという説明がございました。

そして、平成26年5月8日、町長室においても、町長が横にいて、副町長のほうから同じような説明をしていただきました。南知多町の外郭団体の委託費は事務費だけであり、他町の委託費にはやはり事務費プラス人件費が含まれている。当然比べれば他町のほうが南知多町より委託費に限っては多いから、絶対わかりますよという御説明をいただきました。

そして、その外郭団体について、公益法人なので決算書は誰でも取り寄せられるので、

決算書をそれぞれ取り寄せて、見比べてもらえばわかるというふうに副町長が御説明を私になさいました。

そして、それから約2週間たって、平成26年5月23日、2週間たってから副町長室で説明を受けたものはちょっとまたびっくりしたものでした。それは、その26年5月8日、町長室で求めた確認説明内容と違いました。当然ながらそれぞれの町の外郭団体の過去の決算書を取り寄せて、わかりやすく見比べて説明してくれるものだと思います。他町と南知多町の決算書は、残念ながらその説明の場にはなく、26年4月現在として予算の数字を出してきて、すりかえられて説明がありました。そのことを私は純粹に疑問に思いました。

また、副町長のほうに、どこからこの数字を引っ張ってきたのかということに対して根拠をお聞きしましたが、よくお答えがありませんでした。当然に求めた説明と約束と違うと感じるので、私は信頼感を失いました。

こういった説明のやり方を町長はどう思われるのでしょうか。また、今後こういった副町長以下職員に対して、どう指導されていくおつもりでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

福田議員に申し上げます。

質問は通告外にわたらないように、またその範囲を超えないように留意してくださいね。

それと、あと一般質問は、会議規則第59条に規定する町の一般事務につき質問できることとなっております。個人的な質問は控えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

今、具体的な日にちも入れてお話をされましたので、それについて、私からもちょっと説明させていただきます。

5月8日の日に応接へ議員さんがお見えになりまして、そこで町長と私も同席させていただきました。冒頭言われました外郭団体の補助金につきまして他町と大分差があるじゃないかと、そういうようなお話でしたので、それに沿った趣旨の説明を、5月23日に資料を用意して説明させてもらったものであります。

そのときに決算書という話も出ましたので、決算は整理して、また説明させてもらい

ますというふうに説明させていただいておりますので、誤解のないようによろしく願
いします。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2 番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

ですから、決算書を見せていただいて、見比べて、説明をしてくださるものだと私た
ちは思っておりましたので、そのことに対してありませんでしたので、ちょっとびっく
りしたということを先ほどお伝えしました。

それからまた、町長室のほうに、陳情もしくは質問を投げかけに行くということは、
やはり本当に住民のことを考えた上でのことです。大変切実に考えているからこそ行き
ます。ですから、当然そのときの出来事は町長も記憶に残っていることだと思います。
町長に直接質問、陳情しているのですから、できれば最後の責任説明のところは町長の
ほうにお願いしたいと思います。

また、本当に職員のほうがそうやって説明はもちろんしてくれているんですが、ただ
実際に納得、ちゃんと理解しているかどうかまで町長のほうは恐らく把握、確認はとら
れていないと思います。その辺、町長はどう思われますか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今の質問は2の2のところとかぶさってきませんか。どちらで答えたらよろしいです
か。

(2 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2 番、福田君。

○2 番（福田千恵子君）

2 番とかぶさってきますので、そのとおりです。2 番の1、2ということで、両方か
ぶっていますので、町長のほうにお答えいただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

ということは、2の1は終わってよろしいですか。

そうしたら、質問2の2につきまして、福田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、質問内容のうち、町民の方が、副町長を初め私以外の職員に対して、純粹で不思議な質問、疑問を投げかけた場合、その説明責任を果たしているか。その説明が正しいかどうか。約束を守っているかどうか。それに対して、私がチェックと確認をしているかどうかという質問でよろしいですか。もう一つは、そういう説明責任をどのように私が把握をしているかという内容でよろしいですか。

そうしますと、うちの職員は、日々さまざまな場面で町民の方々からのいろんな質問や疑問に接する機会が多いということをお認識いたしております。

通常の場合、例えばうちの担当の係がそういう質問、疑問を投げかけられた場合、主査とか、係長とか、課長とか、主幹とか、部長とか、副町長それぞれが説明をすると思います。よって、その限りにおきまして、ほとんどの場合、正しく約束は守られ、説明責任を果たしていると私は思っておりますので、福田議員おっしゃるような、その質問、疑問の一つ一つに対しまして、チェックや確認はいたしておりません。

もう一つですね。ただ、説明に対しまして、町民の方々が納得をしておるかどうかにつきましては、納得されていない場合があります。説明をして、職員は納得をしてもらったんじゃないかと思う場合がありますね。その場合は私のところには上がってきません。説明はしたんですけれども、本当は町民の方は納得されていない場合がございます。

それともう一つは、説明した職員も、これは町民の方は納得してもらってないなという場合もございます。そのような意味におきまして、私がどのような形で把握をするかといいますと、職員が納得をしてもらっていると思った限りにおいては、私のほうに町民の方が直接言ってみえる場合がございますので、受け身的に把握をする場合がございます。

もう一つは、説明した職員も、これは納得してもらってないなと思ったら、私に、納得してもらってないから町長に質問が来るかもしれませんよというふうに報告を受ける場合がございます。これは、町民の皆さんの目からいえば、その話は知っているよと私がいえば、能動的に把握をするという場合が想定できます。

何はともあれ、町民の方が、最終的に福田議員おっしゃるように、説明責任の最後に

は私がすることとなります。よって、職員も私も説明責任に対しましては、福田議員がおっしゃるように納得をしていただけるかどうかについては、みんな納得してもらえらると思っておりますが、少なくともその違い、納得できない原因、それだけはお互いにかかるように努力をして説明をさせていただいております。

次に、もう一つ、町長室で云々ということがございました。

これにつきましては、場所はどこでも一緒です。説明責任は常にあると思っておりますし、その説明責任の仕方も、職員も私も、先ほど申しましたように、違いは違いで理解し合うまで一生懸命努力をするという姿勢で臨んでおります。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

私が言いたいのは、最終的にやはり町長が最終責任をもちろん持ってくれているんだろうと思いますけれども、町長室まで、町長の顔を見てお話というか、質問したり、純粹に陳情、質問したりしているのですから、さっき受け身的に町長はもう一度また僕のところに来たら言うというふうに、受け身的な場合もあると言いましたが、やはりそれは町長の懐の深さと責任で自分のほうから積極的にお会いする機会も多いので、できれば、あの件どうだった。ちゃんと説明してもらえたんだろうかとか、そういう温かい言葉で直接住民の方に、もちろん私たちにも温かい言葉で確認をしていただけると、より信頼のある行政だなというふうに感じるのですが、その辺、今後そうしていただくことってできますでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

先ほど議長のほうからも、少し質問に対しての内容につきまして個人的なことになり過ぎるんじゃないかという指摘もございましたが、私の町長室でなくて、あれは応接室だったと思いますが、一緒にお聞きしました内容におきましては、お互いに、先ほど言いましたように事実の確認をしてから議論ということになりますので、その事実の確認に対しまして、しっかり副町長、並びに当時のその件に対しましてはたしか委員会でも

議論されて、うちの厚生部長が答えていると思いますが、まず正しくお互いに理解をしてから議論という意味におきまして、説明に対して、いや、あれ、わかってくれたというふうにまたお聞きすることは努力をしてみたいです。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

今後はそのようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問3のほうへお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、御質問3の1. 防犯カメラを随所に取りつける施策につきまして答弁をさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、昨年度より町の一部の施設を対象に設置しております。内海駅駐輪場と、期間限定ではございますが内海観光センターに夏季の3カ月間設置しております。ほかの施設への設置につきましては、プライバシーへの配慮やコストの課題もあることから、現在具体的な計画はございません。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

私の調べによりますと、都道府県別に見て、住宅侵入犯罪件数が実は愛知県は断トツ1位だと聞いております。また、半田市では既に防犯カメラの設置をしているところもあって、やはり抑止力につながっています。

例えば現在では、マンションの入り口付近に自販機を設置すると、マンションの入り口、駐車場、またごみ集荷場などに監視カメラを無料で取りつけてくれるという業者も出てきております。また、そういった業者と町とが連携、または受けるようなことをし

て、私は子供から大人まで全ての住民の方々が安心してこの町に住んでもらえるといいなと思っております。

今お話ししたような業者との連携、取り組みを取り入れるような、今後お考えはどうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

防犯カメラにつきましては、今までそういった業者からの申し出もございません。もし相談があれば、内容をお聞きして、検討までいくかどうかちょっとわかりませんが、内容をまずお聞きしたいという部分はございます。

また、防犯の関係につきましては、こちらの手元の資料でございます。犯罪の発生状況という形で、平成24年と平成25年の南知多町の犯罪発生状況というものを手元に持っております。その中で、特に重点犯罪という言い方をしております。これは半田警察署の部分ですけれども、重点犯罪というのは、侵入盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、そういったものを言うようですけれども、その合計でいきますと、24年につきましては98件、25年につきましては55件と大幅に減っておる状況でございます。防犯につきましては、地元の方々の応援をさせていただいて、そういった協力をしていただいております。特に内海につきましては、きずなの会の防犯交通安全部会だとか、また女性のほうで地域開発みちの会の方々が青色防犯パトロールをやっていただいております。そういった部分で犯罪の件数も少ないかと思えます。また、日間賀につきましてもそういった防犯の組織がございまして、活動していただいております。大変ありがたいことと思っております。以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

町を信頼して、安心して暮らせるように、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

2番のほうへお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の3の2について答弁させていただきます。

学校管理下における盗難につきましては、教育委員会として、学校に対し、まず可能な範囲で事実の確認をするよう指示いたします。事案によりましては、事実確認のために警察、いわゆる駐在所、半田警察署の協力を求める場合もございます。事実が確認できれば、加害児童・生徒の保護者にその事実を知らせ、謝罪や弁済等の対応を助言いたします。

次に、近年ということ、平成25年度中に学校の中で発生したものの情報でございますが、中学校で1件です。適切に指導、助言が行われたと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございます。

そうしたら、その後の子供たちに対してのケアに対して、教育委員会として、ソーシャルワーカーとか主任指導員などに情報提供を行って、そのケアのほうはどのようにされていますでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

先ほど学校管理下の中で中学校1件と申し上げましたが、適切に対処したということで保護者の方にもその事実をお知らせして、弁済をしてもらうような話を学校がしまして、これで解決したというふうに考えております。

その後、そういった事例が発生してございませんので、解決しておるというふうに判断をしております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

ありがとうございました。よくわかりました。

それでは、最後に、私は、例えばいじめ問題にしても、子供による盗難事件などにしても、やはり全てのお子さんに人権があると思います。この質問の中で私が言っている解決に向かう姿勢というのは、いじめの問題にしても、子供による盗難事件にしても、子供たちの将来のことを考えて、子供たちや学校内にできてしまったわだかまりをとって、子供たちが学校を信頼して、安心して学校に通える、もとどおりの信頼のある学校生活に戻すという姿勢をいいます。

ただ、正直なところ、聞くところによると、学校によるケアが少し足りないとか、ケアがないということによって、子供たちがみずから学校を去るしか救われる方法がないようなケースもあるとお聞きしております。せつかく教育委員会は学校を指導できる立場にあります。主任指導員やソーシャルワーカーなどにもしっかりと下まで情報伝達して、組織を挙げて、関係するお子さんたちに対する今後のケアをして、子供たちが信頼できるもとどおりの学校生活に戻すための指導を学校にさせていただくことを提言して、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、福田千恵子君の一般質問を終了します。

次に、11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

議長の許可をいただきましたので、壇上にて質問させていただきます。

なお、壇上におきましては、通告書の朗読によりまして質問をしますので、よろしく願いいたします。

1番に、南知多町の防災・減災対策についてであります。

本町は南海トラフ地震の津波避難対策特別強化地域に指定され、地震津波で大きな被害が想定されている。町民の生命と財産を守ることは町行政に課せられた責務であると考え、津波避難対策特別強化地域に指定されたことを踏まえ、町民の要望を早く聞き入れ、防災・減災対策を含め、危険箇所の工事を早急に行うことが必要であると考え、以下の質問をいたします。

1番に、現在、町から国・県に対し、防災・減災対策としてどのくらいの要望を出しているか。また、今後の要望として予定しているものは何か。

2番としまして、災害時の避難路の整備を進めていると思いますが、適正な幅員が確

保されていますか。また、未舗装の道や階段など、足の悪い方では移動が困難だと思われる避難路はあるか。

3番として、防災・減災対策の中で、町として早急に取り組む必要があると考えているものは何か。

大きい2番です。内海駅前開発についてであります。

町長は、内海駅前開発を行うと発言されているが、一向に開発する見込みが見えてこない。法の解除、見直しをする気がありますか。建蔽率を30%から60%に見直しをするように国・県に要望を出したことがありますか。

国・県は、地域でやれることは地域だと認めているのですね。町長のやる気が見えてこない。町長が大刀を出さなければ、何もできない。

内海駅が昭和55年に開通してから、見直してくれていない。これでは住宅も建つことが難しいので、人口もふえない。内海駅は耐震工事が予定されているようだが、5年くらい後に工事が始まると、下のテナントが皆撤去になります。これでは開発どころではなく、駅周辺が真っ暗になり、防犯にも悪くなる。

1番としまして、駅前開発を行政側は見直しの対策、要望を国・県に出してくれていますか。

2番としまして、内海駅の工事が始まれば、現在の自転車駐輪場が使用できなくなると思うが、その対策はどうか。

大きい3番目に移らせていただきます。水道施設の耐震化と水道料金の滞納について。

南海トラフ地震の被害想定では、多数の家屋の倒壊や津波の発生により大きな被害が予想されています。特に水道は生活に必要不可欠であることから、給水施設の耐震化は最優先で行われるべきであると考えます。

また、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、公共施設の使用料などとあわせて水道料金が引き上げられ、使用者に影響が出ることで予想されることから、質問をします。

1番に、水道の配水池は町内に何カ所ありますか。施設の耐震化はどこまで進んでいるか。また、管路施設の耐震化はどうか。

2番に、水道料金の滞納額は幾らあるか。

3番に、現在、水道料金の滞納者に対し、どのように対応しているか。

4番に、支払いに応じない滞納者に対し、給水停止などを行っているか。

以上、3点について明確なる答弁を要望いたします。

なお、答弁の内容によりましては自席にて再質問をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問1の1、1の2、1の3につきましては、一括して答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

御質問1の1の、町から国・県に対して防災・減災対策としてどのくらいの要望を出しているか。また、今後の要望予定はにつきましての答弁となります。

防災・減災対策の主な要望といたしましては、緊急輸送路の確保として、一般県道奥田内福寺南知多線の未整備区間の道路改築事業、避難路としての都市計画道路豊丘豊浜線の街路整備、緊急輸送路及び避難路の確保としての内海橋の耐震化及び一般国道247号線の道路拡幅、台風などの氾濫を防ぐために2級河川内海川の河川改修事業、内海・山海地区の海岸施設老朽化対策、町内の漁港施設の津波対策、大規模な地震による小・中学校体育館天井等落下防止対策事業、老朽化した社会教育施設の耐震工事、老朽化した施設の取り壊し事業、離島の常備消防の設置及び消防施設設備の充実など、多くの要望を行っています。要望事業はすぐにできるものは少ないため、今後も引き続き要望などを行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問1の2でございます。避難路の適正な幅員が確保されていますか。未舗装の道や階段など、足の悪い方では移動が困難だと思われる避難路はありますかにつきまして答弁をさせていただきます。

津波1次避難場所は、地元の区長さん方に高台で道路が接続されている場所を選定していただいたもので、適正な幅員を条件にしたものではなく、とにかく逃げることを優先したものでございます。津波1次避難場所への避難路の中には道幅の狭いところや階段や勾配のきついところもあり、足の悪い方には大変な場所もございます。足の悪い方や災害時要援護者など助けの必要な方が避難される場合は地域の協力が必要でありますので、共助の精神による避難をお願いしたいと思います。

御質問1の3. 防災・減災対策の中で、町として早急に取り組む必要があると考えているものは何かにつきまして答弁いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災以降、地震・津波の恐ろしさは皆様の目に焼きついていることと思います。また、南海トラフ巨大地震による津波高や被害想定も幾度も幾度も報道機関などで報道されています。住民の日ごろの防災に対する準備や積極的な自主避難など、住民意識の向上に努める必要があると考えています。また、町だけでは住民意識の向上も浸透しない部分も多々ありますので、地域の自主防災会と連携して減災に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

いろいろとありがとうございます。

要望を出された場所というのは、どこへどういうふうに出されたのか、答えはお願いできますか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

要望につきましては、県・国への要望という形になっておりますけれども、例えば県につきましては、土木事業の要望会という部分で県の担当部局への要望でございます。地元の県議さんも同席をさせていただいての要望という部分がございます。また、地元の衆議院の先生のほうにもそういった要望をしております。全く同じような要望とは異なりますけれども、先ほど申しました要望の中での幾つかを要望させていただいております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

要望書というものは、個人情報か何かわかりませんが、私に見せていただくことはできますか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

要望書でございますので、秘密にしておくという部分ではございませんので、言っただけであればお見せできるかと思えます。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。また、後日見せていただくようお願いいたします。

続きまして、ちょっと3点ばかりお願いがあります。

再質問で3点ばかり連続で読み上げますので、その中で答えをお願いいたします。

1番に、特別区域の交付金の割合のパーセントですね。今までの2分の1が3分の2になったと聞いております。先ほどもある議員が言われましたとおりです。

それと、特区になったのですから、それにプラス、何か出る方法がないのか。せっかく特区になったんですから、それを要望していただきたい。

それと、その特区になったついでに、今までの積み残しの護岸工事だとか、川の工事を早くやれないか。しっかりと取り組んでいただきたい。

それから2番目に、避難路の道路幅は、できれば各地区で1カ所ぐらいは1.5メートルぐらいの広さにしないと、人が倒れたら将棋倒しになってしまいます。逃げおくらせて2次災害になると思います。各自主防災会だけではなく、旧山道の地権者の道路幅員を広げるとき、行政、時には町長も地権者に交渉に行っていただきたい。

3つ目に、内海の場合ですと、観光センターを27年度に見直していただけるんですが、28年度には護岸工事を補修という計画で出ておりますが、これを、せっかくですから同時進行で護岸工事をしながら、吹越地区の一方通行も解除しながら、早急に修理と新設を考えていただきたい。生命・財産を守るためには、吹越地区、皆さん御存じだと思いますが、今、3メートルから5メートルの津波が来たら、道路の下にある民家のほうが多くあります。被害が相当出ると思いますが、行政は考えたことがありますか。現実には津波が来たら、内海の中全部が大水害になるが、対策を考えてくれていますか。

今現在ですと、いつ来てもおかしくないという想定は9.何メートルと言われております。この3つの問題を町側はどういうふうと考えてみえるのかお聞きしたいので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

私のほうから、まず1点目の関係でございます。特別強化地域の指定の部分で、国の補助率が3分の2になるという部分がございます。この3分の2につきましては、あくまでも命を守るための関係で、避難場所だとか避難路の整備の関係になろうかと思いません。

それプラス・アルファ、3分の2だけではなくて、それ以上の何かをとという部分でございますけれども、まだそこまでのそういったお話はございません。

また、海岸工事につきましては、この特別強化地域の補助率3分の2は使えないかと思っております。

また、2点目の避難路につきましては、最低限というんですか、1.5メートルぐらいにしたらという部分でございます。当然避難路につきましては広ければ広いほどいいわけでございますけれども、本町の道路、特に山側の道路でございますけれども、本当の30センチ、50センチ、そんなような道路が避難路という形になっております。拡幅が可能な場合は当然拡幅するというような部分もあるかと思えますけれども、なかなか所有者等の関係もでございます。難しい部分がありますので、御了解を願いたいと思えます。

また、3点目の関係でございます。吹越の護岸の関係とおっしゃいましたけれども、なかなかこちらにつきましても、私の手持ちの資料の概略等もよく把握しておりませんので、私のほうから発言は差し控えさせていただきますので、お願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

今の拡幅問題も、各地区の区長さんを通じ、行政の担当者を通じ、また最後にこの場に出したんですが、最終的には町長みずからも出向くという考えが欲しいなと思って質問を出したんですが、町長さん、難問題になった場合は、そこの地主のところには拡幅の場所というのは各地区に1カ所ぐらいずつですから、例えば乳母車かりヤカーぐらいが

通れるぐらいの道路でないと、将棋倒しになってくる可能性がありますと、先ほど申し上げたとおり2次災害、3次災害が出てきますので、地権者に対して、町長さん、説得に最終的には行っていただけますか。どうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

実は、避難路につきまして、議員がおっしゃるように、本来は分筆をして、町のものにしないと補助金は出ないんですよ。ですけど、現在、緊急でございまして、地主の方に御承諾をいただきながら避難路を整備しているところです。境界をはっきりしないで、民地の中をとおる避難路はいっぱいあるわけでございます。議員おっしゃるように、南知多町の標準の避難路として1メートル50がいいじゃないかとかいう議論をいただきながら、それを確実に町の敷地としてする場合に、もし必要ならばどこでも行きます。ただ、現在、一つ一つ測量をして、分筆してということはとても間に合いませんので、県のほうにも、御了解はいただいておりますかどうかは別としまして、緊急ということで整備を進めていくということ、あえてそういう手続をとらずにできんかなということ、今思っているぐらいでございまして、承諾はとりたいと思いますが、買収、要するに分筆して、登記簿をつくって、移転するという本来の手続をとっている時間はないかなと思っています。議員御指摘のそういう段階になれば、どこでもいつでも行きます。よろしくをお願いします。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

町長さん、いい言葉をいただきました。ありがとうございます。

実は中之郷でも利屋のほうに地所を持ってみえる人がいるんで、そこで話をしたところ、自由に使ってくださいと言ってきておる人もおりますから、そこはちょうど今歩く、利屋の側というのはほとんど私有地の道路ですね。だから、そこは分筆とかどうこうが難しいかわかりませんが、使わせてくれるということになれば、拡幅が可能なんですね。そういうところの拡幅の工事費用だとか、そういったものは町のほうが何とか、国や県が認めてくれるのか、町が単独でやってくれるのか、そのところをちょっと考

えていただきたいなと思っております。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

誤解を受けるといかんですが、本来借地で、町のものにならないと補助金とか何かの対象になりませんので、そういう場合、緊急の場合は町の単費でやらないかなというふうに考えておりますが、それも含めて、何とか補助金がもらえんかなというふうに努力しておるといことでありまして、そういう積極的に使っていいよということに関して、地域の要望と区長さんと時期と予算が合えば、その必要性に応じて、順位を決めながら整備をしていきたいと思う気持ちは持っております。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

また、これは内海地区、ほかの全体の防災会でも研究していただきまして、そういう場所がありましたら、皆さんに申請をしていただくようお願いをいたします。

この件はこれで終わらせていただきます。

次に移ってください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

大きな2番、内海駅前開発でございます。駅前開発見直しの対策はということでございます。

この区域については、内海駅が昭和55年に開通後、昭和59年2月に市街化区域に編入し、用途地域が指定され、土地区画整理事業を行うため、権利者の方々と検討を重ねましたが、その当時同意が得られずに事業化には至りませんでした。

現在、この区域は第1種低層住居専用地域で、容積率50%、建蔽率30%と低く抑えられております。この見直しについては土地区画整理事業等の面整備が必要となります。町都市計画マスタープランには商業地域として位置づけられており、これまで内海駅を

中心としたバリアフリー基本構想、民間開発による面的整備、地区計画による道路網の整備など検討しましたが、いずれも事業化は厳しい状況であります。

今後、町施行の面整備も選択肢として実現性を検討して、方向性を決め、県と協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問の2の2．内海駅の自転車駐輪場の使用について答弁をさせていただきます。

名古屋鉄道株式会社に工事の確認をしたところ、各施設の耐震工事は順次実施していくが、内海駅の実施時期については決定されていないとのことでした。したがって、工事等の実施時期がわかり次第、自転車駐輪場の使用についての協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

これもまた2点、連続で再質問させていただきます。

1点は、内海の駅前の開発がおくれているが、町行政はいつまで放置するのか。また、行政が前向きになって立ち上がってくれませんか。このまま放っておくのでは、いつまでもたっても法の解除ができない。しっかりと法の解除、見直しを町がして、県・国に出してほしい。県と国は、地方でできることは地方でしなさいという言葉は時々出ておるんですから、しっかりと取り組んでいただければ可能じゃないかなと思うんです。

それと、駅前開発といいながら、建蔽率30%では、住宅も、大きな200坪、300坪も今現在のところは建てようと思やあ建ちます。50坪や60坪のところでは、30%の建蔽率では1軒住めません。ですから、人口をふやそうと思えば、駅が近いのですから、そういうことも考えながらやっていただきたい。人口をふやすのは、駅に近い、利便性を求める。それが一番大事じゃないかなと思います。

それと2点目に、内海1キロ周辺の土地、農地を一般住民も購入して、住宅地に見直しの解除方法を県や国に要望を出していただきたいんですが、これもある国会議員に話

もしたんですが、そういう要望書は来ておりませんと。要望が来れば、県と国とで考えましょうと。やれるかやれないかはわかりませんが考えましょうと。町からそういう要望書を出してくださいと言われておりますので、ちょっと町側も前向きにしっかりと取り組んでいただかないと、南知多町の人口がどんどんどんどん減っていくばかりです。

駅の利便性を考えると、人口がそこで1軒でも2軒でもふえるかなと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

町長さんも時々内海駅前開発ということを言われるんで、町長さんの言葉が少し欲しいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

この件に関しましては、私が議員になったころから榎本議員がよくおっしゃってみえたことだと承知はいたしておりますし、このそもそもの30、50という建蔽率は、目的は区画整理をやるためになされたものでございます。それに対して、町は適時なときに予算をつけ、現在もその測量は残っておりますが、試みましたが、地権者の同意が得られず断念したという経緯がございます。

それから現在に至るまでどんなトライをしてきたのかということに関しましては、少なくとも町の職員のほうで都市計画マスタープランの中に、あそこは商業地区という位置づけをさせていただきました。これは私ではない、その前でございます。それからもう10年以上経過しておるわけですから、議員がおっしゃるように、何をしておるんだと言われることはもっともでございます。もし国会議員の先生や県議会の先生に、これ、何とか30、50を60、200ぐらいにしてくれと。都市計画マスタープランで商業地区にしてあるぞとってなるものならば、当然行きますが、それに対して、どういうふうな検討をしてきたか。どれだけ調整をして、それに対してトライをしてきたかがないまま、行くわけにはまいりません。

そこで、就任と同時に、まずバリアフリー化法がございましたので、それを検討するようにと指示いたしました。それにつきましては、サービスセンターまで、あるいは小・中学校に対しましての道路を車椅子で行けるようとか、総合的な内海地区のバリアフリー化をすることが前提となつてございまして、厳しいだろうと。

今、最初に平山部長が申したとおりでございますが、中をはしょりまして、今現在は、

町のお金で区画整理ができるという方法はどうかと。それに対しての補助がないだろうか。あるいは、そうすれば、なる可能性が高いかという具体論を持って、県議会、あるいは国会議員の先生に必要であればお願いしに行きたいと思っではございます。ただ、全ての同意が必要であるということに関して、地区の議員も含め、住民の御理解と御協力をとってからでないと、それも難しい。せっかく努力していただいたのに、現場では無理だという地区が多々ございますので、それを詰めていくよう、今、準備をいたしています。地区におろして、これでどうかというのを提案できるようには持ってまいりました。また、その折には、議員を初め、多くの方の御尽力を賜りたいと思っております。

最後に、海っ子バスもそうですが、内海駅は内海の地区の人のみならず、南知多町の多くの方はあそこを何とかしなきゃいけないという熱い思いを持ってくださっておりますので、そういうものを感じながら、何とかしたいという気持ちは変わっておりません。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

前向きな回答で、ありがとうございます。

これをちょっとスピードアップでお願いしたいです。一日でも早くやらないと、どんどん人口減になっていきますので、よろしく願いいたします。

また、区画整理ということは無理な話なので、今、町長さんが言われた、町で何とかできんかという発想があれば非常にうれしいなと思うんですが、これには幾ら町で金を出しても、法を解除せにゃいかんかと思うんで、その点は、必要であれば地元の私ら議員も職員なり町長さんなりと一緒に県も国も同行させていただきます。しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

法が先ではございません。あくまでも町がやるにしても、面整備です。区画整理をやるという前提でないと、ここは建蔽率が変わらないんです。超法規的に変えてくださる

方法があれば、何でもできます。まず順番を追って、その前提として、地権者に協力してもらおうという環境をつくれるような案を我々が提案できるかどうか勝負だと思っております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

区画整理と町長さん言われますけど、区画整理は今とてもじゃないができません。工事費のほうが高くなって、とにかく100坪あれば60坪ぐらいが工事費にとられちゃって、とてもじゃないが区画整理はできません。ですから、区画整理じゃなしに、区画整理は廃止して、次の段階のことを町側が考えて研究してもらわないと、とてもじゃないが無理です。

それと、今、駅前なんかは区画整理をやろうと思っても、農家住宅が飛び飛びで建っていますから、余計にできないで来ています。おくれちゃっておるんですね。ですから、そういう点で見ると、しっかりと町が考え、住民が考え、議員も中に入りますが、そして駅前開発をやらないと、とてもじゃない。区画整理は廃止してほしいぐらいです。そんなことなので、ひとつそういうことで、町長さん、今から先、町の主導権で少しでも前向きに進めていただきたい。あしたからでも何とか研究していただきたいので、よろしく願いいたします。これでこの2番目は終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

大きな3番でございます。水道施設の耐震化と水道料金の滞納についてでございます。質問3の1. 水道の配水池と耐震化でございます。

水道施設につきましては、平成17年度に策定した水道施設耐震診断調査報告書に基づき、平成20年度に水道基本計画を策定し、平成21年度から耐震工事を行っております。進捗につきましては、8施設のうち、岩屋、大井、篠島及び佐久島の4施設が完了しております。

また、今年度、日間賀島に1施設を新設いたしますので、今年度末には合わせて9施設となります。そのうち5施設完了となります。

次に、重要な送水管及び配水管は、耐震性のあるダクタイル鋳鉄管等で布設がえを行い、耐震化率は平成25年度末で32.6%であります。

以上で答弁を終わります。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

今、3の1だけだったですね。2番に移っていただけますか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続きまして、3の2、3の3、3の4については関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

まず、水道料金の滞納につきまして、平成26年3月末現在9,550万円であります。

次に3の3でございます。滞納者への対応です。

使用者に納付書を送付し、納期限までに納入がなかった場合は督促状及び催告状を送付し、納入をお願いしております。

さらに、支払いのない方につきましては、職員が自宅へ集金に出向き、催促をいたしまして、集金をしております。また、催促しても支払いに応じない方につきましては、給水停止を行っております。

以上、答弁を終わります。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

1番に、平成25年度に給水停止した使用者は何戸ありますか。

それと2番に連続でいきます。3島のうち、西尾市佐久島の水道工事費用は何%の割

合で行っていますか。

この2点、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

水道課長、石堂君。

○水道課長（石堂和重君）

ただいまの質問であります。25年度で給水停止は何件かということであります。平成25年9月には2戸、12月に6戸、26年3月に4戸、合計12戸を給水停止いたしてあります。その後、そのうち7戸は支払いをいただきまして、給水開始をしております。残りはまだいまも休止中であります。

続きまして、離島の西尾市の負担ですが、事業費の2分の1を負担していただいております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

2分の1というのは、南知多と西尾市が半分、2分の1ですね。

○議長（榎戸陵友君）

水道課長、石堂君。

○水道課長（石堂和重君）

そのとおりであります。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

大変長いこと、ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、榎本芳三君の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。休憩は2時30分までとします。

[休憩 14時19分]

[再開 14時30分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長さんの許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、再質問は自席に帰ってから行わせていただきます。

1番、生き生き働くには、自然を生かすグリーンツーリズムのノウハウをについて質問いたします。

町は、「日本一住みやすいまち」の第2の柱に6次産業の推進を掲げ、就業者、定住の促進を考えています。

6次認定の私の友人から、認定はしてもらったが、補助を受けるためには事務が煩雑過ぎて、生産に支障を来すから受けることができないと言います。

また、息子が跡を継ぐ大規模農家では、おいしい野菜が認められ、都市に大量出荷して、安定した農業ができています。その農家も6次化は考えていないとおっしゃっています。

このことをほかの農家はどう見ているのかといいますと、「自分だけうまくやっていて、ほかのことは考えてないなあ」「同じ規模だが、農協中心出荷で収入が低く、息子に継がせることができん。老夫婦だからやっていける。自分だけもうけて、横流しだよ」と厳しい見方をする同僚の農家さんもいます。

かつて農家は集落農業中心で、つながり合い、家族全員で生産と村の環境保全も同時にやり、村中で祭りを楽しんでいました。

今、農家はどうでしょう。家族もそれぞれ違う仕事をして、ばらばらです。農家同士も助け合い、そういう動きはなかなか見られません。

私は、農業のヒントを得たいと思って、先般、福井県に自主視察に行っていました。グリーンツーリズムの研修です。福井は米の一大産地、有機米もたくさん生産されていました。機械化が進み、小さい農家は、家族でやれることとして、10年ほど前、もと市の職員がロハス越前という事務局をつくり、市の援助を受け、会員農家が他県の体験農業の研修旅行の後、米のオーナーを東海地方、関西地方で募集しました。2泊3日

で実施し、一部協力農家に泊まり、交流したことで、農家民宿の県での先駆けをつくりました。米以外にも実施することになりました。

事務局は、補助金で無理なことはせず、各農家が自信を持っている農産物づくりや体験でプログラムをつくり、グリーンツーリズムのまちになりました。その結果、人との交流により、どの農家も自分の家の工夫をし、若い人もお年寄りも生き生き暮らせる人がふえました。また、事務局の独立のため、パン工房を始めています。県から6次産業の指導がありましたが、現在のグリーンツーリズムのスタンスを続けるそうです。

事務局の役割が大変大きく、南知多でも南知多観光協会に事務局ができた結果、昨年、事務局から、南知多の農産物で土産物ができないかとNPO団体に話があり、NPO団体の事務局が対応。大井、豊浜のビワ農家6軒が協働し、ビワ葉を収穫、ビワ茶、ビワ入浴剤、ビワ石けんが商品化されることになりました。また、NPOの事務局は、毎年、米、ビワ、大豆、芋、スイセンのオーナーや栽培体験を実施、75家族、百数十名が参加するに至っています。

さらに、そのNPO団体に集まった4つの農家の女性たちが自分の農産物で手づくり加工品をつくり、販売、大きな成果を上げています。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 現在、6次産業とブランド化の取り組みは幾つの農家と他産業が参加し、事業を始め、どのような成果を上げていますか。

2. 国が農産物の品質、効能表示を科学的根拠をもとに認めることになりました。南知多の農産物の品質、効能の研究体制はどうなっていますか。ビワの場合には、南知多観光協会が独自に検査を行っていただいています。

3. 各自がやるのではなく、事務局という体制でまとめ役になる重要性をどう考えますか。意義があれば、NPO等が委託を受け、事務局の役割をできる力がありますが、いかがですか。

4. グリーンツーリズムが海・山の自然を生かした南知多らしい産業と考えられ、既に実施している日間賀島、篠島、美浜町と協働すれば、農・漁業者の生きがいとして発展すると考えるが、いかがですか。

5. 人口減少への対策として、グリーンツーリズムで元気なまちになれば、都会へ移住した若い人が、自分や子供が自然と遊ぶ場所として休みに帰ってくることで対流人口として考えることができるが、いかがですか。このことが発展して、祭りや盆踊りへの

積極参加もできますが、いかがですか。

2. 教育は一般行政からの独立により、中立が守られるのではないか。

国は5月20日、教育委員会の見直し案を十分な審議なく、多数決で衆議院で通した結果、来年4月施行されます。

主な内容は、1. 首長は総合教育会議を設置、首長と教育委員で構成。

2. 首長は、総合教育会議で教育振興施策の大綱をつくる。

3. 教育委員長と教育長を一本化して、新教育長を置き、首長が直接任命・罷免ができる。このことは、首長の権限が強まり、一般行政からの独立が難しくなると考えられます。

懸念されることは、教科書の採択権は教育委員会に残されましたが、教育総合会議で、総理の意向を受けて、愛国心を大切に教育をするようにとか、学力テストの点数を上げる方法を検討しなさいとか、「君が代」は全員歌っているか監督せよなど、学校や教育委員会の領域まで踏み込んできても防ぎようがありません。

学校は、会社のように管理社会とは違う。先生方は、未来を生きる人間として、個性を尊重し、さまざまな判断力や想像力を育てようと、夜の8時、9時まで頑張っています。この先生方の努力を助けなかったら、民主主義の終わりです。

私は、議員として、この教委見直し案は、子供の未来にとって国の考えに従う教育の始まりと考え、座視できません。4月実施こそ見直すべきで、もっと先生や父兄も交え、勉強して、どうすることが子供の幸せにつながるか検討して、国に要望してほしいと考えるが、いかがですか。

3番、命を守る逃げ道づくりこそ最優先ではないか。

先ごろ、愛知県発表の想定では、南知多は田原より多く、震度7、1,800名以上の死者が出る。対策を立てれば6割が助かると言う。愛知県の想定は、震度6弱以上で海岸の防潮堤は全て倒れ、河川の土堤防が75%沈下、崩壊するとの前提で試算されたそうです。

町は、情報の手段、防潮堤工事を優先していますが、金をかけないで各人が命を守ることこそ急務ではないのか。

3月の豊浜地区防災訓練は、区と消防がかみ合わなかったり、1次避難場所に行ける人がただそこに行くだけで、安否確認や来られない人確認も皆に知らされなかった。また、避難場所は草原で年寄りが座れもしない。水の設備も小屋もない。何とかしてほしい。

いと要望が出ました。

防災の命令系統は、ある区の話を知ると、表はつくったが、家に張るだけで一度も実行していないので役に立っていないとおっしゃいます。

また、避難表示板は不都合なものがある。標高が違っていたり、矢印の方向は水が来る方向だったり。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 町では、専門家の援助を得て、どこの地区が何十人、何百人という被害の想定を出すことはできますか。

2. 意識を高めるため、東北の教訓を教えてください。講演会等は計画できませんか。

3. 各区の防災体制は町の誰が把握しているのか。各区では、役員が任務分担されたり、必要な打ち合わせが行われているのか。

4. 1次避難場所に避難小屋や水の設備、煮炊きの設備などをつくり、ふだんから利用しないで、うまくいくのか。

5. 消防団の名称が、第1分団〇〇班でなく、地区名に条例を改正しないと住民も混乱しています。条例改正を検討できませんか。

以上、一般質問をお願いいたします。再質問は座って行わせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、質問1の、生き生き働くには自然を生かすグリーンツーリズムのノウハウをとということでございます。

1の1から1の5まで一括答弁をさせていただきます。

まず、1の1でございます。6次産業化とブランド化の取り組み、幾つの農家と他産業が参加し、始めたかということで、成果は上げていますかということでございます。

国の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けて、2軒の農家の方がそれぞれ加工業者と連携をし、商品開発を行いました。1次産業者が6次産業化に向けて商品開発をしたことがまずは大きな成果と考えております。

今後はそれぞれの事業者の農産物に付加価値をつけて、需要拡大、収入の増を図り、今後も成果を上げていかれるものと考えております。

次に、1の2でございます。国が農産物の品質、効能表示を認めたということで、そ

の研究体制はどうなっているかについてでございます。

なお、品質、効能表示とありますが、効能表示、いわゆる機能性表示につきましては、制度概要を消費者庁がこれから夏までに作成するというものでありますので、内容はまだわかりません。品質、成分表示についてのみ答弁をさせていただきますので、御了解いただきたいと思っております。

議員が言われる品質、成分表示は、近年、国民の健康志向の高まり、特に生活習慣病予防の観点から、野菜や果物に含まれる栄養成分等の情報について、消費者からのニーズが高まり、国は、生産者や量販店が栄養成分等の自主的な表示、販売に取り組む際の指針となる野菜・果物栄養成分等自主表示ガイドラインを策定したことを言っておられると思っております。

特徴のある新品種の育成に取り組むなど、栄養成分や機能性成分の面で高品質な野菜や果物の栽培に取り組んでいる生産者にとっても、成分表示されることによって生産物の差別化が図られることとなります。あくまでも成分表示の必要性を感じた生産者の自主的な取り組みでありますので、本町では、その成分を研究する体制をまだ整備しておりません。

質問の1の3から質問1の5については関連がある質問でございますので、まとめて一括答弁させていただきます。

まず1の3です。事務局がまとめ役となって、本町の海・山の自然を生かしたグリーンツーリズムを南知多町の産業と考え、人口減少への対策として推進するというところでございますが、イチゴ狩り、ミカン狩り、潮干狩りなどの観光型の体験農・漁業は個々の農家さんや観光協会各支部などにより既に行われております。グリーンツーリズムの推進には、議員御指摘のとおり情報提供や販売手続の代行、複数の受け入れ事業者をコーディネートする中間組織の存在が重要と考えます。

南知多町の状況を考えますと、事務局などの中間組織は観光協会などが適任だと思われれます。観光協会の組織は、南知多町観光協会のもとに各支部が存在し、地域の連携・協働も図りやすいと考えております。

なお、人口減少対策として、グリーンツーリズムは交流人口の増につながると考えておりますので、観光協会などと連携してグリーンツーリズムを推進していきたいと考えておりますが、観光協会や行政の取り組めない部分をぜひNPOさんのノウハウで推進していただければと考えておりますので、また御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

す。

以上で答弁を終わります。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁について、再質問を行います。

先ほど2軒の認定農家さんの成果をお話いただきました。私も、2軒の農家さんはよく存じています。その方たちの努力を非常に高く評価したいと思います。

ただ、やっぱり販売面で一番今苦勞しています。付加価値ということは、一つは、2番目にありますような、パンフレットをつくる時に品質の表示、それから、できればそれに伴う健康効果等をパンフレットで今相談しながらつくっています。この場合、町が後押しをした農家でありますから、後押しされた農家さんも責任を持ってパンフレットに地元のよい製品を発表するように努力していますが、やはりある程度限界がありますので、販売先を得るためのパンフレットづくりや何かで、どんなところが相談機関としてあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

産業振興課長、北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

6次産業化に取り組む農家の6次産業に係る相談場所はどこかということでございますが、昨年8月、町内の各団体に御参加いただきまして、産業振興協議会というものを立ち上げております。役場のほうで事務局をやらせていただいておりますが、こちらへ御相談いただければ、その協議会のネットワーク、または組織力を活用して、販路の拡大などの参考になる意見をお伝えできるんじゃないかと考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

そうしますと、役場が事務局をなさっている協議会のほうに、農家さんのいろいろな今後のことの相談や何かをしていくことによって、もっとよいものになっていくと考えてよろしいわけですね。

○議長（榎戸陵友君）

産業振興課長、北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

6次産業化の取り組みはあくまで事業者がすることですが、その産業振興協議会や役場はそれに取り組みやすい環境整備ということで設立をしておりますので、何でも御相談いただければと思います。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

2つの農家さんは、まだ南知多の農産物としては限られた農産物を扱っています。本来ブランド化というのは、南知多のたくさんの農産物、お米から始まって地元の野菜等さまざまありますが、南知多の農産物がブランド化され、将来健康なまちの野菜としてつながっていく考えは町としては持っているのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

産業振興課長、北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

先ほど申し上げました産業振興協議会では、ブランド認定の推進も大きな目的の一つでございます。そこでいろんな地域ブランドにふさわしいものを選定して、ブランド認定して、南知多町の商品の価値を高め、活性化につなげたいという思いでやっておりますので、農産物とか食品については、ブランド認定には少しふさわしくないかもしれませんが、それぞれの努力でもう既にブランドになりつつあるものもございますので、そういった点についても御相談いただければと思っております。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

大きな農家さんを含めまして、南知多の農産物は大変高く評価されているそうです。したがって、協議会等も、南知多の農産物について、魚介類と同じように、愛知県下、南知多に農産物ありという方向で検討していただければありがたいと思います。

それから、先ほど、観光協会がぜひ中間組織の役割を果たしてほしいということをおっしゃっていました。ぜひ観光協会が協力してやっていただけるように私どもも期待しています。

以上で1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の2. 教育委員会制度の改正につきまして答弁させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、その趣旨は、教育の政治的中立性、持続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るという趣旨でございます。

改正案におきましても、教育委員会は、引き続き執行機関として位置づけられておりますし、総合教育会議につきましても、基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を首長と教育委員会で協議するものでございます。現行制度下におきましても、教育予算の編成や執行は首長に権限があるわけでございます。制度改正によりまして、一般行政からの独立が難しくなるとか、民主主義の終わりとは思えません。したがって、国への要望も考えてはおりません。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

再質問をさせていただきます。

私は、今回の見直しについて、大変大きく従来の教育委員会制度と大きく改正見直し案が出された。この違いがあるんじゃないかと思えますけど、その違いはどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今回の制度改正の、先ほど趣旨を申し上げましたけど、要は責任の明確化、また迅速な危機管理対応、それと選挙で選ばれた首長の考え、意向の反映、あと国との関係、そういうことでございます。つけ加えさせていただきますと、例えば重要事項、教科書採択とか、教職員人事など、中立性が特に重要な部分は教育委員会の権限に属してございます。また、学校統合とか、少人数学級の推進など、予算措置や条件整備が必要なものにつきましては、そういった大きな方針につきましては、首長と教育委員会が協議していくということでございます。そういったことでございますので、どうぞ御理解いただくようお願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

今回の見直し案では教育総合会議が設置されます。そして、現在の教育委員会制度が新教育長一本化にされて、首長がその教育長を直接任命いたします。そして、教育長と首長が総合教育会議で教育振興施策の大綱をつくります。これは、例えばの話ですが、現在、愛知県の首長は、先般の学力テストに対して、各学校の公表は避けたほうがいいですよという見解で、教育委員会の考えと同じでした。愛知県はよかったんですが、ほかの県ですと、教育長と、それから首長の意見が違いまして、一方では、学力テストは公表して役に立てなさい。一方では、いや、公表しなくてもよい。そういうようなことが起こったりしているようです。つまり今後、首長が変わりますと、その首長の考え方が教育振興施策の大綱をつくるものになってまいります。首長の考えが中心になってまいります。現在は教育委員会制度がありまして、教育委員会がさまざまな、教科書採択にいたしましても、地域の教育の方針にしましても教育委員会が相談をし、決定できたんですが、そこら辺の大きな違いがあると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

まず、新教育長という話が出ましたが、これにつきましては首長が直接任命するとい

うこととございます。これは、先ほども説明いたしましたように責任の明確化ということとございます。教育委員長が教育委員会の代表者でございますけど、新教育長と。教育長に責任を明確にするというものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、学力テスト、他県の事例等もおっしゃっていただきましたが、施策の大綱は首長と教育長がつくるわけではございません。首長と教育委員会委員で合わさってつくって、協議をして、すり合わせをしてやっていくわけでございますので、その中でいろいろな考えがございますので、話し合っただけで結論を出していくということとございますので、すぐそのままテストが公表されるとか、そういったことにはつながりません。その話し合いの中で結論が出ていくということとございます。再度つけ加えますが、首長の意見を反映する、要は民意、選挙で選ばれた首長の意見が反映できやすくするということがございますので、御理解いただくようお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

今のお話の中で責任の明確化等がありました。先ほども言いましたように、首長が教育委員会の中で大綱、教育振興施策を、総合教育会議という首長と教育委員が参加したものですけれども、首長と教育委員というのは現在は対等の関係にあると思っておりますけど、この総合教育会議がつくられてからは、恐らく首長の権限というのは大変高いんじゃないかと思われまして。そして、先ほどのように、我が愛知県の場合では、現在と新しく見直された制度とではそんなに違いは出てこないように見られます。それは、現在の愛知県の教育委員会が大変先生や子供たちのための教育施策を考え、それを実行しているからだと思っております。また、現在の愛知県の首長さんもやっぱり子供とか先生方を重視した考えだから、同じ考えとしてまとまっていくんじゃないかと思っております。

しかし、例えばすぐ近くの隣の県の首長さんがこちらに来まして、「君が代」を歌わない先生がいるから、皆さん、チェックしてください。そういうことを会議で出されないともしません。その県ではもう既に出されまして、先生方が学校現場で横に立っている先生の唇を全部点検しているそうです。したがって……。

○議長（榎戸陵友君）

石黒君に申し上げます。持論については最小限にして、質問事項がはっきりとわかる

ように、また通告外にわたらないように、その範囲を超えないように留意して発言してください。

○1番（石黒正重君）

了解いたしました。

要するに、首長の権限については、現在よりも見直し案は大変強くなって、首長の考え方でいろいろな総合教育会議が決まっていく可能性が大変強いものですから、そういう点は、もっと現在の教育委員会の方や先生方や、それから御父兄の方ともよく相談できるような場を設けていただければありがたいと思って質問をいたしました。そういう相談の場や何かは設けていただけるような機会はあるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

3点ばかり補足させていただきます。

先ほどの教育長と同様のことを申し上げますけれども、現在も教育予算、執行、契約、それは町長部局にあります。それから、改正法でも、引き続いて教育委員会が執行機関であり続けること。そしてまた、教育委員会の職務権限は従来どおりであるということ。それから第3点目に、議員が御指摘、御心配をいただいております大綱の策定、これが今回から町長の職務権限として追加される。これがえらいことになるのではないかという御心配です。

参考までに申し上げますと、今回の地方教育行政法の改正案第1条の第3第4項には、この大綱の策定に係る規定というのは、地方公共団体の長に対して教育委員会の職務権限に関する事務の権限を与えるものと解釈してはならないと、こう明記してありますので、よろしく願いいたします。

○1番（石黒正重君）

3番のほうへ進めてください。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問3の1から3の5まで、一括して答弁をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

御質問の3の1. 専門家の援助を得て地区の被害想定を出すことができるかにつきまして答弁をさせていただきます。

専門家の援助を受けて、地区ごとに被災者の試算を行うことは可能であると考えますが、極めて高度かつ専門的な知識・技術が必要であるとともに、膨大な情報の収集を要することとなります。このため、相当な時間が必要となることから、かえって対策の実施におくれが生じることが懸念されます。

まず、町としましては、愛知県から発表されました被害予測を受け、これを検証し、より早く、より安全に避難することを第1に、津波1次避難場所の周知や避難方法、避難経路の整備を優先し、事業を実施していきたいと考えております。

次に、御質問3の2でございます。意識を高めるため、東北の教訓を教えていただく講演会等は計画できないかにつきまして答弁をさせていただきます。

町においては、長年にわたり釜石市の津波防災教育で活躍されてきました群馬大学大学院の片田教授をお招きし、避難3原則など、みずからの命を守ることの大切さ、東日本大震災の悲劇を繰り返さないための教訓などについて、昨年2月に防災まちづくり講演会を開催させていただきました。

また、平成24年度から継続的に地域防災リーダー養成講座を開催しており、本年度も秋に開催を予定しておりますが、その講座の中においても、4月から採用しました防災専門官による被災地等での教訓についての講話を検討しております。

次の御質問3の3でございます。各区の防災体制は町の誰が把握しているのか。各区では役員が任務分担されたり、必要な打ち合わせが行われているかについて答弁させていただきます。

本町では、町内の全地区に自主防災会が組織されています。町主導で自主防災会の設置を各区に依頼し、設置の際には、組織の運営内容についての規約や防災活動に係る計画、組織構成などの関係書類の報告をいただいております。各地区の自主防災会が自主的な運営を行っているため、各区での打ち合わせなどは把握をしていません。自主防災会は防災には欠かせない重要な組織であり、立ち上がって間もないところもありますので、町としましては、地域の自主防災組織と連携・協働に努めてまいります。

次に、御質問3の4でございます。1次避難場所に避難小屋や水の設備、煮炊きの設備などをつくり、ふだんから利用しないでうまくいくのかにつきまして答弁させていただきます。

1次避難場所は津波から一時的に命を守るための場所としていますので、避難場所や避難路の安全性の確保を優先しています。

したがって、議員が言われます避難小屋や調理設備等までの整備は現時点では予定しておりません。

なお、避難所では長期の避難となる場合もございますので、炊き出し訓練など必要な訓練を実施していきたいと考えております。

次の御質問3の5でございます。消防団の名称につきまして答弁させていただきます。

現在の分団の名称につきましては、将来的に地区や区等の仕切りを外し、地区同士の横の連携が必要な時代が来ることを見据えた考えのもと、平成21年度から23年度にかけて消防団幹部と町で協議をし、各地区区長会等におきましても説明し、平成24年度に団員数の削減とあわせて行った分団の再編成と名称の変更でございます。

南知多町消防団規則において、分団の名称は、例えば第1分団の場合、第1分団（内海）というように地区名も併記しております。その他の地区も地区名を分団の後ろに併記しております。よって現在のところ、消防団の名称変更は予定しておりません。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

再質問をさせていただきます。

まず1番についてですが、これについては、最近の朝日新聞だったか、田原市が犠牲者ゼロのために小学校区域単位で詳細な被害予測調査をするため、2,400万円を一般会計に補正予算を6月議会で計上を行っております。

それから、議員同士の雑談で出たんですが、各地区の、例えば水没地域でもさまざまな特性があるということを皆さんおっしゃっています。それは、50センチ、あるいは1メートル、そういう違いもあります。それから、地形によっては、水が引いた後、50センチ、1メートルがなくなる地域、それから全部残ってしまう地域、さまざま地形によって、地域によってそれぞれの調査をしないと、実際の一般的な調査だけでは出てこない問題があるんじゃないかと思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

田原市の小学校単位での被害予測につきましては、私も新聞で見まして、補正予算2,400万円という数字が載っておりました。田原市につきましては前からそんなような計画をされておって、そういった準備もしておったようでございます。本町につきましては、そこまでの段取りをしておりませんし、膨大なデータ等の提供等もございませんので、していません。

また、議員がおっしゃいました水没地域の関係で、50センチ、1メートルのところも当然あるということですがけれども、水が引いた後も残ってしまうというのは、水が残るという意味でしょうか。そこら辺がちょっとよくわからなかったんですけれども、その辺の確認を、済みませんが。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

地域によっては、50センチの水たまりがかなりの広範囲の部分で残っているというような状況だそうです。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

どうしても地盤の低いところにおきましては、そういった水たまりというんですか、50センチだとか、1メートルの場合もあろうかと思えますけれども、水たまりはできるかと思えます。そういったものは、水はけ、水路じゃございませんけれども、そういった部分に流すだとか、そういった部分しか対応がなかなかできないかと思えます。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

次に、2 番についてですけど、町のほうで積極的に現地の状況がよくわかる大学の先生とか、関係者が講演をしていただくことは大変ありがたいことです。

今回、私が申し上げましたのは、本年4月に宮城県の教職員組合が出しました、これはその教職員組合のホームページからダウンロードしたものですけれども、その地域の単なる避難の仕方だけではなくて、津波の速度がその地域によって、どんな速度で上がってきたのか。要するに体験を全てその地形に合わせて、津波の上ってきた速さの、どの地域でそういうことが起こったのかとか、それから、どこの小学校で何人亡くなったのか。そのとき、生徒たちがどんな動きをしたのか。そういうようなさまざまな実際に起こったことをマップにしまして、チェックシートというのをつくっています。その際、そのダウンロード先に要望があれば、全国の教育機関、現場へ直接出向き、このシートを使って、震災の教訓を詳しく話したいという呼びかけがありました。こういうようなことを実際我が町で受け入れて、参考にできたらいいなという考えがありますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議員がおっしゃいます宮城県の教職員組合が出された震災の教訓という部分でございますけれども、一度私どもも確認をさせていただきまして、当然参考になる部分が多々あるかと思えます。当町のほうで活用ができれば、また検討していきたいと思えますが、以上です。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

次に、3番の自主防災会についてですが、残念ながら私どもが住んでいる豊浜地域におきましては自主防災組織がうまく運営されていません。こういう実態もあるということですね。したがって、今後、議員が中心となって、こういう自主防災組織等をもっと町民と一緒にどうしたらいいのかということを考えていかなくちゃいけないんだなということを、総務課の話を聞いていて考えました。

続きまして、4番の1次避難場所は逃げる場所だという町の設定でございます。これについては当然の設定だと思えます。それにつけ加えまして、今、私の地域から出されているのは、貝がら公園が1次避難場所になっていますけど、そちらへ逃げたほうが

いいのか、もっとすぐ近くに裏山があつて、そこに自分たちで階段をつくって、逃げる場所を確保してはいけないのか、そういうことをおっしゃる住民の方が結構います。これなども各地区でよく相談をして、区長さんを初め、皆さんが一緒になって、住民で、それこそ自助じゃないですけど、1次避難場所について検討してもよいのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

町は今現在、1次避難場所につきましては、町内全体で61カ所という形でやっておりますけれども、地区によりましては、住民身近なところにそういったものをつくりたいという部分がございます。各地域によって自分たちだけの場所をつくっておるところもございますので、そういったことは特に支障はないかと思えます。

○議長（榎戸陵友君）

石黒君の持ち時間はあと4分25秒です。簡潔な質問と答弁をお願いします。

（1番議員挙手）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

大変親切な答弁をしていただきまして、感謝しています。どうもありがとうございます。以上で終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、石黒正重君の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。休憩は3時40分までとします。

[休憩 15時26分]

[再開 15時40分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第5 報告第3号 平成25年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、報告第3号 平成25年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書に

ついでにこの件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

報告第3号 平成25年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

1枚はねていただきまして、平成25年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成26年3月議会定例会におきまして、繰越明許費の補正措置を可決いただきました各事業につきまして、記載のとおり平成26年度に繰り越しをいたしましたので、報告するものでございます。

繰越明許費の対象事業は、橋りょう長寿命化対策事業、道路ストック総点検事業、防災・減災施設整備事業及び内海中学校屋内運動場防災機能強化事業でございます。

表の一番下の欄、合計でございますが、橋りょう長寿命化対策事業を初め4事業で、金額欄1億5,052万1,000円のうち、平成25年度の支出はございませんでしたので、全額を翌年度へ繰り越しいたしました。その財源は、国庫支出金1,434万9,000円、県支出金2,667万5,000円、町債8,060万円及び一般財源2,889万7,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 議案第33号 人権擁護委員の推薦について

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第33号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第33号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより、同

大臣から委嘱されるものであります。

今回、5人の委員のうち、豊浜地区の石黒弘美さん、師崎地区の熊澤智美さん及び篠島地区の小久保洋子さんの3人が平成26年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、その後任の候補者として、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、豊浜地区は石黒弘美さん、師崎地区は山本安子さん、篠島地区は小久保道隆さんの3人を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

候補者の主な公職歴を申し上げます。

まず石黒弘美さんは、昭和51年度及び52年度に須佐保育園母の会会長、平成8年度に豊浜地域婦人会会長を、また平成12年度には南知多町婦人団体連絡協議会会長を務められました。人権擁護委員につきましては、平成11年9月1日より委嘱され、平成21年4月1日からは半田人権擁護委員協議会副会長に就任し、現在に至るまでその要職を務められております。

次に、山本安子さんは、昭和53年4月1日より南知多町保育所保育士として勤務され、平成20年4月1日からは保育所長に就任されました。退職後は南知多町児童クラブの指導員を務められております。

次に、小久保道隆さんは、昭和45年4月1日より南知多町役場職員として勤務され、平成23年4月1日からは本町会計管理者に就任されました。退職後は、公益社団法人南知多町シルバー人材センター事務局長を初め、篠島区長や本町選挙管理委員を務められております。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第34号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第34号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の5名のうち、小久保五資さんが平成26年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。

小久保五資さんにつきましては、人格、識見にすぐれ、また知多地区の学校の75%を視察するなど積極的であり、教育関係の経験も豊かでありまして、引き続き任命をしたいので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

小久保さんの主な役職歴を申し上げますと、平成15年度に篠島中学校のPTA会長を務められ、平成18年4月から20年3月まで篠島地区の区会議員を務められ、平成18年7月15日より現在まで南知多町教育委員会委員を務められております。

なお、教育委員会委員の任期は4年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

日程第 8 議案第 35 号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第 8、議案第 35 号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第 35 号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由、愛知県農業共済組合が平成 26 年 4 月 1 日に設立され、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号の規定に基づき、同共済組合が推薦した理事、または組合員 1 人を南知多町農業委員会の選任による委員に加える必要が生じたことに伴い、南知多町農業委員会の選任による委員の総数を現行の 6 人とするために、同条第 2 号の規定に基づき、条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の内容といたしまして、南知多町農業委員会の選任による委員のうち、議会推薦により選任する委員の定数は 3 人とするものであります。

3. 施行期日は、次の南知多町農業委員会委員一般選挙から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

榎本君。

○11番（榎本芳三君）

この3人というのは地区割なのか、議員がこの3人、地区割で出てくるのか、ちょっと教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

産業振興課長、北川君。

○産業振興課長（北川眞木夫君）

議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者ということでございますので、地区割ということはありません。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたからでございます。

ます。

2の改正の主な内容です。

(1)法人税割の税率の改正は、法人町民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるもので、第33条の4関係の改正となります。

(2)軽自動車税の税率の改正は、軽自動車税の税率を平成27年4月1日から以下の表のとおり引き上げるものであります。ただし、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから改正案の税率を適用し、それ以前のもは従前の税率の適用となるもので、第75条関係の改正となります。

表をごらんいただきたいと思ひます。

左側の区分欄は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の大きさごとに区分されています。

個々の税率は申し上げませんが、中ほどの現行は現在の軽自動車税の税率が表示されています。

次の改正案欄は、来年4月1日からの税率が表示されています。ただし、備考欄に表示のある軽自動車の三輪及び四輪以上については、平成27年3月31日までに車両番号の指定を受けたものは現行の税率が適用となります。

次のページをお願いいたします。

次に、(3)の軽自動車税の税率の特例につきましては、初めて車両番号の指定を受けてから起算して14年を経過した年度以降の軽自動車税について、おおむね20%の重課税率を適用するもので、附則第16条関係の改正となります。

表のとよりの改正で、軽自動車の三輪、四輪以上の古い車は、排ガスなどで環境負荷が大きいため、税率を重くするものでございます。

3の施行期日でございます。公布の日からの施行となります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からの施行となります。

(1)の法人税割の税率の改正規定につきましては、平成26年10月1日からの施行です。

(2)の軽自動車税の税率の改正規定につきましては、平成27年4月1日からの施行です。

(3)の軽自動車税の税率の特例規定は、平成28年4月1日からの施行となります。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思っております。

1の改正の理由でございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2の改正の内容でございます。消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金を5万円引き上げるものであります。ただし、勤務年数5年以上10年未満の団員につきましては5万6,000円の引き上げとなるもので、別表関係の改正となります。

3の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員から適用されます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,704万8,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

2款の総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費197万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、現在、南知多町役場内で保管しておりますPCBを含みました蓄電器3台の処分に係る収集運搬及び処理費用でございます。

次の8目企画費につきましては490万円の増額補正でございます。これにつきましては、師崎の3地区（大井、片名、師崎）の区の事務所の事務用機器購入及び知多半島和太鼓こころ会の和太鼓購入につきまして、財団法人自治総合センターからコミュニティー助成金が交付されることとなりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、3款の民生費、1項の社会福祉費、2目の老人福祉費につきまして581万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金414万円につきましては、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー等の整備に要する経費に対しまして、町が国の補助を受けまして介護保険事業者に補助するものでございます。次に、離島介護サービス施設整備事業補助金167万3,000円につきましては、篠島におきまして、新たに開設します介護サービス施設の整備費に対しまして、介護保険事業者に補助するものでございます。

次の6款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費175万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成26年2月の大雪により被害を受けましたビニールハウスの撤去及び再建に要する経費を被災農家4軒に補助するものでございます。

次のページをお願いします。

3項の水産業費、2目の水産業振興費453万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、漁村活性化総合対策事業といたしまして、片名漁業協同組合の冷蔵施設外壁改修事業及び日間賀島漁業協同組合のノリ採苗施設の日よけスクリーン取りかえ事業を新たに追加しまして、当初から予定のありました師崎漁業協同組合の水産物荷さばき施設屋根改修事業の増額、また片名漁業協同組合の運搬施設及び師崎漁業協同組合の漁業用作業保管施設屋根改修事業について減額をするものでございます。なお、この補助事業につきましては、事業費の2分の1が県からの補助金で、20分の1を町が補助しまして、残りの20分の9を事業主体であります各漁業協同組合が負担する事業でございます。

以上で歳出の説明を終わりました。次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金414万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出で説明しました地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に係る国庫補助金でございます。

次に、14款県支出金、2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金538万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出で説明しました経営体育成支援事業費補助金（被災農業者向け）及び漁村活性化総合対策事業補助金に係る県補助金でございます。

次の18款繰越金、1項の繰越金、1目繰越金455万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして増額するものでございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、3目の雑入につきましては490万円の増額補正であります。歳出で御説明させていただきましたコミュニティー助成事業補助金に係る財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第12 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請

願

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名は、知多郡南知多町大字内海字内塩田24の9、戸田昌克初め1,090名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

安倍内閣は、多数の国民世論を真っ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ね、加えて、政府の責任ある態度を示すことなく、秘密保護法を強行採決し、成立させました。

特定秘密保護法は、行政庁の判断によって、「防衛・外交・治安維持・スパイ対策」に係る行政情報を恣意的に「特定秘密」と指定し、事実上永久に国民に隠し続けることができる法律です。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」・「表現の自由」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰されます。国会の国政調査権、議員の質問権も不当に侵されます。「第三者機関」なるものが設置されたとしても、法律の危険性は排除できず、何も変わりません。

しかも、パブリックコメントを無視し、法案提出からわずか1カ月余り、審議時間は衆参合わせて70時間にもならず、加えて、政府の答弁が二転三転する中で、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決されました。こんな議会制民主主義の破壊はかつてありません。審議の仕方一つをとっても法律として認めるわけにはいきません。

このように、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする、憲法に違反する法律であり、廃止すべきものです。今、多くの自治体の議会を初め、学者、弁護士、作家、映画人、音楽家、報道関係者が、廃止を求めてさまざまな活動をしています。私たちは、南知多町民としてこの法律の廃止を求めます。

以上の趣旨から、国に対して下記事項の意見書提出を求めます。

請願事項。特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 16時08分]